

平成30年12月5日から
平成30年12月6日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成30年標茶町議会第4回定例会会議録目次

第1号(12月5日)

| | |
|---|----|
| 開会の宣告 | 3 |
| 開議の宣告 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期決定 | 3 |
| 行政報告及び諸般報告 | 3 |
| 施政方針 | 10 |
| 認定第1号 平成29年度標茶町一般会計決算認定について | 14 |
| 認定第2号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について | 14 |
| 認定第3号 平成29年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について | 14 |
| 認定第4号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について | 14 |
| 認定第5号 平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について | 14 |
| 認定第6号 平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について | 14 |
| 認定第7号 平成29年度標茶町病院事業会計決算認定について | 14 |
| 認定第8号 平成29年度標茶町上水道事業会計決算認定について (平成29年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告) | 14 |
| 総務経済委員会所管事務調査報告 | 14 |
| 厚生文教委員会所管事務調査報告 | 15 |
| 一般質問 | 16 |
| 深見 迪 君 | 16 |
| 渡 邊 定 之 君 | 24 |
| 櫻 井 一 隆 君 | 32 |
| 本 多 耕 平 君 | 40 |
| 黒 沼 俊 幸 君 | 45 |
| 後 藤 勲 君 | 47 |
| 松 下 哲 也 君 | 48 |
| 熊 谷 善 行 君 | 53 |
| 鈴 木 裕 美 君 | 61 |
| 延会の宣告 | 68 |

第2号(12月6日)

| | |
|------------------------|----|
| 開議の宣告 | 74 |
| 報告第11号 専決処分した事件の承認について | 74 |

| | | |
|-----------------|---|----|
| 議案第65号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 75 |
| 議案第66号 | へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 79 |
| 議案第67号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 80 |
| 議案第68号 | 標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について | 82 |
| 議案第69号 | 平成30年度標茶町一般会計補正予算..... | 83 |
| 議案第70号 | 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算..... | 83 |
| 議案第71号 | 平成30年度標茶町下水道事業特別会計補正予算..... | 83 |
| 議案第72号 | 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算 | 83 |
| 議案第73号 | 平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算..... | 83 |
| 議案第74号 | 平成30年度標茶町病院事業会計補正予算..... | 83 |
| 議案第75号 | 平成30年度標茶町上水道事業会計補正予算 | 83 |
| 意見書案第25号 | 国保の抜本的改革を求める意見書..... | 94 |
| 意見書案第26号 | 所得税法第56条の廃止を求める意見書..... | 95 |
| 意見書案第27号 | 2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書..... | 96 |
| 閉会中継続調査の申し出について | (総務経済委員会) | 96 |
| 閉会中継続調査の申し出について | (厚生文教委員会) | 96 |
| 閉会中継続調査の申し出について | (議会運営委員会) | 96 |
| 日程の追加..... | | 97 |
| 議案第69号 | 平成30年度標茶町一般会計補正予算..... | 97 |
| 議案第70号 | 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算..... | 97 |
| 議案第71号 | 平成30年度標茶町下水道事業特別会計補正予算..... | 97 |
| 議案第72号 | 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算 | 97 |
| 議案第73号 | 平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算..... | 97 |
| 議案第74号 | 平成30年度標茶町病院事業会計補正予算..... | 97 |
| 議案第75号 | 平成30年度標茶町上水道事業会計補正予算 | 97 |
| | (議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・ 議案第74号・議案第75号審査特別委員会報告) | |
| 閉議の宣告 | | 98 |
| 閉会の宣告 | | 98 |

平成30年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成30年12月 5日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 認定第1号 平成29年度標茶町一般会計決算認定について
認定第2号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
認定第3号 平成29年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第4号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第5号 平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第6号 平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について
認定第7号 平成29年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第8号 平成29年度標茶町上水道事業会計決算認定について
(平成29年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)
- 第 6 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 7 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 8 一般質問

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 舘田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | | | | |
|-------|----|-----|----|---|
| 町 | 長 | 佐藤 | □彦 | 君 |
| 総務課 | 長 | 牛崎 | 康人 | 君 |
| 企画財政課 | 長 | 武山 | 正浩 | 君 |
| 税務課 | 長 | 服部 | 重典 | 君 |
| 管理課 | 長 | 相原 | 一久 | 君 |
| 農林課 | 長 | 村山 | 裕次 | 君 |
| 農林課 | 参事 | 柴 | 洋志 | 君 |
| 住民課 | 長 | 松本 | 修 | 君 |
| 保健福祉課 | 長 | 伊藤 | 順司 | 君 |
| 建設課 | 長 | 狩野 | 克則 | 君 |
| 観光商工課 | 長 | 多津美 | 悟 | 君 |
| 水道課 | 長 | 平間 | 正通 | 君 |
| 育成牧場 | 長 | 常陸 | 勝敏 | 君 |
| 病院事務 | 長 | 齊藤 | 正行 | 君 |
| やすらぎ園 | 長 | 中村 | 義人 | 君 |
| 農委事務局 | 長 | 相撲 | 浩信 | 君 |
| 教育 | 長 | 島田 | 哲男 | 君 |
| 教委管理課 | 長 | 穂刈 | 武人 | 君 |
| 指導室 | 長 | 蠣崎 | 浩一 | 君 |
| 社会教育課 | 長 | 伊藤 | 正明 | 君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | | | | |
|-------|---|-----|----|---|
| 議会事務局 | 長 | 佐藤 | 弘幸 | 君 |
| 議事係 | 長 | 小野寺 | 一信 | 君 |

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（館田賢治君） ただいまから、平成30年標茶町議会第4回定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長（館田賢治君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（館田賢治君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

10番・平川君、 11番・本多君、 1番・櫻井君、
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（館田賢治君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月6日までの2日間といたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月6日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（館田賢治君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤口彦君）（登壇） さきの定例会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の6点について補足いたします。

まず1点目ですが、住居手当の実態調査結果についてご報告いたします。

住居手当の支給につきましては、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第

3号)第9条の3第1項の規定及び住居手当支給規則(昭和51年3月27日規則第2号)に基づき支給しておりますが、持家に対する支給をしている92名、賃貸借関係によって支給している職員33名、合計125名に対し現況確認を実施したところ、持家に対する支給1件、賃貸借に対する支給1件、合計2件の支給誤りが確認されました。

持家につきましては、自己の所有に属する住宅に居住している職員に対し支給すべきものがありますが、配偶者名義の住宅に対して支給しておりました。また、賃貸借につきましては、賃料の他に管理費及び駐車場料金を含んで家賃として計上されていたものであります。

金額につきましては、持家分56万454円、賃貸借分30万2,000円となっておりますが、返済につきましては民法第167条に基づき10年分とし、持家分が53万424円、賃貸借分が24万円となっております。

該当する職員には、7月給与支給分より訂正をし、持家分は11月から平成31年12月までに分割での返済とし、賃貸借分は、11月14日に全額返済されております。

本事案は、住居手当の支給申請が行われた際の認定誤りによるものですので、認定時のチェックを徹底させるとともに、毎年、現況調査を実施すること、適正な事務処理を行うよう指示したところであります。今後このような事案のないよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目であります。東京・標茶ふるさと会の開催についてであります。去る11月11日、東京・標茶ふるさと会が開催されましたので、その結果をご報告申し上げます。

東京・標茶ふるさと会は、首都圏等に在住する本町出身者及び本町にゆかりのある方々で組織され、会員相互の親睦をはじめ、標茶町の活性化、振興策についての情報提供をいただくなど、本町の応援組織として発足され、今回が21回目の総会となり、会員38名、町並びに町議会をはじめとする関係機関から12名、そして、ことしから新たに、標茶町にゆかりのある企業からの出席者8名を含む計58名の参加により、相互交流や参加企業のPRも織り交ぜながら盛大に開催されました。

また、会場内では、町観光協会による物産品の展示販売も行われ、賑わいを見せておりました。

町といたしましては、標茶町の応援組織としてその活動に期待をし、これまでと同様、会の主体性を尊重しながら、どう係わりあって行けば良いのか、会員の皆様と話し合いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、交流会の開催にあたり、標茶農業協同組合、商工会、森林組合、観光協会様から抽選会の景品のご提供、雪印メグミルク様からは参加者へのお土産の提供をいただきましたことに、感謝申し上げます。

3番目であります。北海道日本ハムファイターズ応援大使訪問事業についてご報告いたします。

去る11月21日、北海道日本ハムファイターズの標茶町応援大使である齋藤佑樹選手、清水優

心選手が本町を訪れ児童・生徒や町民を対象に交流を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。

北海道日本ハムファイターズ応援大使は、選手が北海道内の全市町村で地域の住民と交流を図りながら、まちづくり・まちおこしに寄与していくために「北海道179市町村応援大使」として2013年に発足し、選手が毎年18の市町村の応援大使を務めております。今年度、標茶町もこの事業に応募し、前述の2選手が応援大使として決定し、さまざまな事業を展開しているものでございます。

当日は選手が来庁し、職員から花束の贈呈、標茶高校生からの記念品の贈呈、子どもとの懇談を経て多和平を観光し、昼食をはさみ、午後から標茶小学校において町内全小学校児童及び塘路中学校の生徒との交流を行い、質問コーナーやキャッチボール、記念撮影などを行い、子どもたちは大変喜んでおりました。

会場を移し、トレーニングセンターにおいてトークショーを行い、選手によるサインボールやサイン入りユニフォームの抽選会など、会場は大変盛り上がりを見せておりました。

最後に、会場に来られた方全員と選手による記念撮影を行い、事業を完了したところであります。

両選手の今後の活躍に期待をするところであり、今後も継続し応援を行っていきたいと考えております。

4番目は、職員住宅火災についてであります。

去る11月6日に、開運8丁目の職員住宅から出火、内部全焼するという火災が発生しました。

この火災は、同日午後4時13分に通報され、消防車3台が出動、懸命の消火作業でおよそ1時間後の午後5時19分に鎮火されたものであります。

内部が全焼しましたが、幸いこの住宅を使用する職員とその家族にけがなどはなく済んでおります。

出火原因は、いまま警察・消防で調査中であり、その調査結果を待っているところでありますので報告します。

5番目ではありますが、地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

この度、町道で発生した事故に係る1件の損害賠償について、地方自治法第180条に基づく専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。

この事故は、本年8月26日午後6時30分頃に町道御卒別幹線において舗装破損箇所を通過した車両がタイヤ及びタイヤホイールを破損したもので、当該路線は道道釧路鶴居弟子屈線が工事のため通行止めとなることから北海道から協議を受け、8月24日より道道の迂回路として使用されておりました。

迂回路の使用に当たっては、北海道と協議を行うなかで、案内看板、注意看板を設置するとともに、パトロールにより事故に繋がるような舗装破損箇所がないことを確認しておりましたが、大型車両を始め通行車両の増加により舗装のひび割れの劣化が進行し、舗装版が剥離し、

その欠損箇所を通行した車両に被害があったものです。

さらに27日の早朝、同一箇所において同様の事故が2件発生しておりますが、北海道の委託業者による定期パトロールは、3件目の事故発生直後に実施され、また当事者からの通報はさらにその後でありました。当該損傷箇所は、パトロール後に直ちに補修を行い、その後は北海道と分担しながらパトロールの強化と予防的な補修作業を行い、以降10月31日の通行止めが解除されるまで事故の発生はありませんでした。

今回、発生しました3件の事故の内、最初に発生した1件の事故について保険会社による過失割合は、町3割、相手方7割となり、相手方との示談が成立しましたので法令に基づき議長へ報告するものであります。

6点目であります。旧郷土館の北海道遺産選定であります。

第3回北海道遺産選定結果についてであります。本年3月に標茶町指定文化財であります北海道集治監釧路分監本館（旧郷土館）並びに標茶高校敷地内にあります集治監関連施設の文庫を申請しておりましたが、11月1日に57番目の北海道遺産として正式に選定されましたのでご報告いたします。なお、北海道遺産協議会より選定にあたり、事前に北海道に設置された5カ所の集治監を包括した形での選定という旨の協議があり、最終選定として、北海道の集治監、樺戸・空知・釧路・網走・十勝、これらあわせて北海道開拓を支えた近代化遺産という名称で選定されました。

今後は、現在北海道集治監釧路分監本館の耐震改修工事を実施しておりますが完成後は一般公開とともに遺産としての付加価値を加えた文化財の保存とあわせて関係団体と連携した集治監の役割や功罪、開拓の歴史などの伝承に取り組んでまいります。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 平成30年第4回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物を持ちまして詳細にご報告しておりますが、以下6点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、児童生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

本町では、「いじめはどの地域、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、年2回の調査により、きめ細かく実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応と未然防止に役立てております。11月に実施いたしました、今年度後期の結果についてご報告いたします。

まず、「4月から調査日までにいじめの思いをしたことがある。いじめられたことがある。」と回答した児童生徒は、小学生で約21%（85名）おりましたが、中学生では約1%（1名）でした。

「どんなことをされましたか」の問いに対しては、「悪口をいわれた」が小中学校ともに最も多く、小学校では「たたく、蹴る」が続いております。

「いじめはどんなことがあっても絶対に許されないことだと思いますか」の質問では、小学生の約96%、中学生の約91%が「そう思う」と回答し、前回調査とほぼ同様の数値となっております。

「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」と回答した小学生が約5%（21名）、中学生が約17%（30名）となっております、前回調査と同様の数値となっております。

この調査では、本人が「いやな思いをした」と感じたものは全て取り上げ指導の対象としています。各学校では、全ての事例に対してその状況を把握し、指導に当たっており、調査結果は全家庭に配布し、家庭と情報を共有しています。

また、いじめの問題については、児童生徒自身が自分たちの問題として強い意識をもって実践することが大切です。

今年度も12月25日に、町内各小中学校の児童生徒会代表による「いじめ根絶子ども会議」を開催し、各学校の取り組みの交流を通して、児童生徒の主体的な活動への意欲をさらに高める機会といたします。

今後も、いじめ根絶に向け、きめ細かな状況把握と丁寧な指導を継続するとともに、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を發揮して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

2点目は、「平成30年度全国学力・学習状況調査」の調査結果の状況についてであります。

今年度は、全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に国語の知識に関する問題A、活用に関する問題B及び、算数・数学の知識に関する問題A、活用に関する問題B及び理科の5教科と、質問紙調査が実施されております。

本町の調査結果の概要につきまして申し上げます。

小学校では、国語B、算数B及び理科で全国平均を上回り、国語A、算数Aでは全国平均と同等という結果でした。

中学校では、全ての教科において、全道・全国平均を上回るという結果でした。

小学校調査においては、活用を問われるB問題で成果が見られました。国語・算数に限らず、学校教育活動全体で取り組んでいる成果が見られたと考えております。

中学校調査においては、特に苦手とする分野がなく、全体的に理解が深まっているという結果となっております。

次に、児童生徒の生活・学習習慣等にかかわる児童生徒質問紙の調査結果について申し上げます。

「自分にはよいところがあると思う」と答えた児童生徒の割合が、ともに全国平均を上回っております。その要因の一つとして、「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う」と答えた児童生徒の割合が全国平均よりも高いことがあげられると考えております。町内全ての学校で、児童生徒が認められ、尊重されることによって、児童生徒は自分の良さを自覚し、自己肯定感や自己有用感が育ってきているものと考えております。

そのため、「将来、人の役に立つ人間になりたい」と答えている児童生徒がともに95%を超えているという結果にもつながっていると考えております。

以上、町内の状況について報告いたしました。この調査によって測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面であることを踏まえつつ、本調査の結果で見られた課題については、検証改善サイクルに位置付け、児童生徒の学力向上に向けて引き続き取り組んでまいります。

なお、12月に実施予定の町独自の学力調査も含め、調査結果で明らかになった本町の傾向や課題をもとに、学校では学校改善プランを、町としては学力向上プランを作成し、「確かな学力」を育むための取り組みを推進してまいります。

3点目は、第46回標茶町駅伝競走大会についてであります。

9月16日、31チームの選手245名の参加により力走が繰り広げられました。町外からも帯広・中標津から計5チームが参加しました。

また、ゴール手前の町道常盤・開運公園通りを通行止めにさせていただいたことで、車道を走行してのゴールとなり、選手と観戦する住民が一体となった様子が大会を盛り上げました。

4点目は、標茶町スポーツ表彰についてであります。

平成30年度標茶町スポーツ表彰式を、9月16日標茶町駅伝競走大会閉会式会場で行いました。この表彰は、平成29年度にスポーツ大会等で優秀な成績を収めた方やスポーツの振興に寄与された方に対し、表彰するもので、本年度の被表彰者は、16個人と1団体であります。

全国、全道大会において優秀な成績を収めたものに対する被表彰者として、第55回北海道障がい者スポーツ大会陸上競技女子100メートルにおいて優勝されました小原美佳さん。

第33回北海道高等学校新人陸上競技大会女子5000メートル競歩において優勝されました標茶高校3年の油谷彩優里さん。同大会男子円盤投げにおいて優勝されました釧路江南高校3年の鈴木雄大さん。

JOCジュニアオリンピックカップ大会第12回日光杯全日本女子中学・高校生アイスホッケー大会において第3位となりました標茶高校2年の菅原千晴さん。

第45回北海道中学校柔道大会女子57キロ級において準優勝となりました釧路江南高校1年の千葉玲奈さん。

第36回北海道ジュニアオールスターバスケットボール大会1年生女子において準優勝となりました標茶中学校2年の矢野萌々さん、小澤 彩さん、河合菜那さん、長瀬弥羽さん。

第12回全国中学生空手道選抜北海道予選大会1年女子個人形において優勝されました標茶中学校2年の渡邊穂乃香さん。

第36回北海道陸上競技交流大会北海道予選会男子6年生走り高跳びにおいて準優勝となりました虹別中学校1年の本多佑士さん。

第55回全道少年少女柔道紋別大会小学生女子6年生の部において優勝されました標茶中学校1年の河合 恵さん、準優勝されました同校1年の筒渕充未さん、第3位となりました同校1

年の吉田りこさん、小学生女子4年生の部において優勝されました標茶小学校5年の矢島優芽さん。第3位となりました同校5年の浦川雪菜さん。

第45回北海道中学校柔道大会女子団体において準優勝されました標茶中学校柔道部女子団体です。

今回、受賞された皆さんには、今後もさらに精進されて活躍されることを期待するものであります。

5点目は、第37回標茶町少年の主張大会についてであります。

この事業につきましては、次代を担う児童生徒の健全な育成を図るとともに、日常生活での体験や見聞を通して、日頃考えていることについて主張していただくことを目的に実施しているものであります。

今年度も関係機関、団体の協力を得て11月17日に標茶町コンベンションホールういずにおいて、保護者や教職員、応援の児童生徒ら約200名の来場をいただき開催しました。また、今年度も大会運営の一部を標茶高校生徒会の皆さんに委ね、好評をいただいたところであります。

発表者につきましては、小学生の部が6校7名、中学生の部4校5名と合わせて12名により行われ、小学生の部の最優秀賞には、標茶小学校6年の阿部碧葉さん。題名が「努力の先に」。中学生の部、最優秀賞には、標茶中学校2年の伊藤朱里さん。題名が「世界へ広がる「もったいない」」が選ばれました。なお、中学生の部、最優秀賞の伊藤さんには、来年行われる釧路総合振興局地区大会に標茶町代表として出場していただくことになっております。今回出場された皆さんの今後の健闘を期待するところであります。

6点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

9月2日に、小樽市で開催された「第20回北海道ジュニア陸上競技選手権大会」に、標茶中学校2年の菅原悠暉君が100メートル、油谷駿輝君が1500メートル、石崎琉輝君と石崎大雅君が110メートルハードル、虹別中学校1年の本多佑士君が100メートルに出場し、油谷駿輝君が1500メートルで26位と健闘しました。

9月15日から17日に、帯広市で開催された「北海道卓球選手権大会（カデットの部）兼全日本予選会」に、標茶中学校卓球部の選手10名が「男女のシングルス」と、「女子ダブルス」に出場しましたが、1回戦から3回戦で敗退となりました。

9月22日から23日に、釧路市で開催された「第25回北海道中学生新人陸上競技大会」に、標茶中学校2年の菅原悠暉君が100メートルと200メートル、油谷駿輝君が1500メートルと3000メートル、石崎琉輝君と石崎大雅君が110メートルハードル、虹別中学校1年の本多佑士君が100メートルに出場し、菅原悠暉君と石崎琉輝君が準決勝進出、油谷駿輝君が1500メートルで57位、3000メートルで40位となりました。

10月4日に、釧路市で開催された「第34回全日本空手道連盟糸東会北海道空手選手権大会」に、標茶空手スポーツ少年団所属の標茶小学校5年渡邊勝真君が、「男子形の部」に出場し、

準優勝となりました。

10月21日に、新得町で開催された「第36回北海道中学校駅伝競走大会」に、標茶中学校2年の油谷駿輝くんが釧路選抜チームの代表メンバーとして出場し、男子2部で4位と健闘しました。

11月4日に、北広島市で開催された「彩の国杯第13回全国中学生空手道選抜大会北海道予選会」に出場した、標茶空手スポーツ少年団所属の標茶中学校2年渡邊穂乃香さんが、「女子形の部」で見事優勝し、来年3月に埼玉県で開催される全国大会の出場権を獲得しました。

11月16日から18日に、滋賀県で開催された「第11回全日本ノービス&ジュニアカップショートトラックスピードスケート選手権大会」に、虹別小学校6年の加藤礼門君が、「男子ノービスB」に、同校4年の加藤夕李さんが、「女子ノービスB」に出場し、2名とも総合2位の成績を収めました。

11月24日に、札幌市で開催された「第25回横井七之助旗争奪北海道中学校柔道新人団体優勝大会」に、標茶柔道スポーツ少年団所属の標茶中学校1年の女子選手5名が「団体戦」に出場し、第3位の成績を収めました。

文化面での活躍では、北海道牛乳普及協会主催の「牛やミルクのある風景絵画コンクール」において、標茶中学校2年の菅原悠暉君が北海道知事賞を受賞し、同校1年の寺崎清海さんが銀賞、同校2年の小幡音花さんと、輪島優菜さんが入選となりました。

また、神田日勝記念美術館主催の「第24回馬の絵作品展」において、同校1年の小島すばるさんが佳作となりました。

今後もさらなる活躍を期待するものです。

以上、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） ただいまの、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎施政方針

○議長（館田賢治君） 日程第4。施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤口彦君）（登壇） 平成30年第4回標茶町定例議会の開催にあたり、町政運営の所信を申し述べ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

はじめに、9月30日に行われました標茶町長選挙におきまして、町民の皆様をはじめ多くの方々のご支援助と心温まるご厚情を賜り、町政運営のかじ取りを任せられ、標茶町長に就任いたしました。ここに、心から感謝を申し上げますとともに、まちづくりへの重責を今さらながら痛感しているところであります。

行政を取り巻く環境は極めて厳しいものがありますが、多くの皆様からお寄せいただきました信頼と期待に応えるべく公平でわかりやすい行政運営に努めてまいります。歴代町長をはじめ諸先輩方が鋭意努力され、進めてこられました政策を引き継ぎながら、町民の皆様にはさらなるまちづくりへの参加をお願いし、町職員には、日常業務が本当に生活者の視点での住民サービスになっているのか、常に自己変革の姿勢で業務を進めることを求めながら、私もその先頭に立って、ふるさと標茶をもっと元気にできるよう、全力で取り組む所存であります。

自治体を取り巻く環境であります。国が推進する「アベノミクスにより、日本経済は、確実にプラス成長している」と言われておりますが、全国的な人口減少と少子高齢化の同時進行は過疎化を進めることとなり、本町においても例外ではなく、その「経済の好循環」は実感できない状況が続いております。地方経済が低迷する中で、収入の多くを地方交付税や国庫補助金に依存せざるを得ない現行の地方財政制度から、今後も引き続き厳しい財政運営が予想されます。

また、日本など11カ国によるTPP11（環太平洋パートナーシップ協定）が本年12月30日に発効する見通しとなったことなど、さらに自由化の波はTPPにとどまらず、来年2月には日本とEUとの経済連携協定（日欧EPA）が発効することになっており、日本の農業に与える影響が懸念されます。今後の動向と国や道の対策に注視するとともに、関係機関・団体などと連携して対応してまいります。

さらに、近年は自然災害が頻発しています。9月6日未明に起きた北海道胆振東部地震は震度7を記録し、全道一円が数日に渡り停電となるなど、誰もが想定しえなかった事態にも対応を迫られております。町民の安全・安心なまちづくりを実現するため、町内会・地域会や関係機関との連携を強化し、防災・減災の対策に努めてまいります。

主要な施策等についてであります。このような中、私は、次の3点を基本方針として町政を推進いたします。

1つ目として、町民が元気にまちの主役として活躍できる、公平でわかりやすい行政を推進します。

2つ目は、標茶の特性を最大限に活かした、身の丈にあった田舎暮らしのできる元気なまちの創造を目指します。

3つ目は、未来に向かって、元気で創造性豊かな標茶人を育むまちづくりを目指します。

さらに、次の5つを大きな柱としてまちづくりに取り組んでいく所存です。

1つ目は、まちの元気を取り戻す、交流ステージ標茶では、まちの元気を取り戻すため、守りの町政から攻めの町政への転換を図ってまいりたいと考えております。まず、国が奨励する事業であります「ふるさと納税」の積極的な活用を図り、返礼品となる地元特産品の販売拡大、新たな特産品の開発奨励、全国発信等により知名度アップを図ります。同様に「地域おこし協力隊」も積極的に活用し、外部からの人材導入による新たな地域資源の発掘を図り、起業化、商品化、イベントの支援などを目指します。人口減少対策として移住政策を強化し、塘路地区に分譲地を検討します。釧路市からの通勤圏であると同時に、釧路湿原国立公園に隣接する地域であり、大自然の中での生活や子育てを希望する人を全国から誘致します。交流の拠点、酪農・畜産文化の発信拠点、さらに防災機能を兼ね備えた「道の駅」を検討します。また、多和平での牧場祭（仮称）や、塘路地区での自然体験型のイベントの創造など、新たなにぎわいづくりを検討してまいります。

2つ目に、環境に配慮した、元気な産業の創造を目指してでは、標茶は酪農・畜産が基幹産業のまちであります。これまで以上に、経済団体のJAしべちや、森林組合、塘路漁業協同組合との連携強化により酪農、畜産、林業、水産業の振興を図り、さらに、これらを下支えする商工会とも協力し、元気な産業の創造を図りたいと考えております。

まず、流域全体の環境保全が急務ではありますが、バイオガスプラントの整備促進を図るとともに、農福連携による新たな雇用の場の創出に取り組めます。老朽化したJAの加工センターの改修を進め、新たな地元特産品の商品化などに向けた開発・研究など支援を充実します。ミルクプラントを整備し、学校給食での提供を目指すなど、酪農・畜産文化の発信基盤づくりを進めます。育成牧場の哺育機能を維持・継続するとともに、各地区での哺育センターやTMRセンターの整備、営農サポート体制の充実など農家の負担軽減を図ります。育成牧場の羊の飼育については、さらに地元ブランドとして供給できるよう体制の強化を進めます。町内の豊かな森林資源については、環境保全と地元酪農・畜産への有効活用、再整備の循環を維持しながら魅力ある産業として推進します。森林資源の持つ水源涵養や流入河川の保全、漁場の再生などにより、塘路湖など内水面の漁場環境の保全を図り、ワカサギなどの水産資源の安定的な確保を図り、ブランド化を推進します。観光振興策では、JR釧網本線の路線維持に努めるとともに、ワイズユースの理念に沿い、家族単位など少人数での滞在型観光を支援し、施設の充実と情報発信を図ります。

3つ目の、未来を切り開く、元気な子どもたちのためには、子どもは、将来の標茶町を担う大切な宝であります。基幹産業であります酪農・畜産などの理解や将来にわたり自然環境を守り育てるため、ふるさと教育、食育、環境教育を推進します。また、地域全体で子どもたち

を育てるという視点にたち、幼稚園・保育園・小中学校・高校の一貫した連携強化を図り、質の高い教育環境づくりに努めてまいります。標茶高等学校につきましては、総合学科であると同時に農業の準拠点校として、地域活動への積極的な参加が高く評価されており、本町にとってなくてはならない貴重な存在であることから、間口維持に向け新たに通学手段であるＪＲ・バス定期代の助成を検討するなど、教育振興会と連携を図ってまいります。また、「旧北海道集治監釧路分監本館」は、本町を中心とした東北道の開拓史を語る上での歴史的価値が認められ「北海道遺産」に認定されました。さらに国の埋蔵文化財に登録されている多くの包蔵地など、これら標茶遺産を、ふるさと標茶の根っことして次世代に責任をもって継承してまいります。

４番目に、安全、安心な暮らしを守るでは、人口減少と少子高齢化が同時進行する中で、安全・安心な暮らしを守ることは喫緊の課題であります。老朽化が進んでいる「特別養護老人ホームやすらぎ園」など、今後の高齢者の推移を見ながら、これら福祉施設の改修について総合的に検討してまいります。町立病院につきましては、空きベッドの有効活用として、特養サテライトなどの介護分野や人工透析の実施について検討を始めます。子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園・保育園の保育料の全面無料化、医療費無料化を大学生まで拡大します。障がいがあっても、地域で安心して働き、暮らせるよう、社会参加の機会や就労支援の充実に取り組んでまいります。高齢化社会に対応した交通体系を総合的に検討して行くとともに、町内会・地域会単位での高齢者のサロンなど居場所づくり、公民館機能の充実によりデイサービスの一部を公民館で展開するなど、利用者の視点に立ったサービスについて検討してまいります。

５番目に、町民が主役となり、元気で挑戦する役場を目指してでは、町民が主役となり、町民参加のまちづくりを展開するには、公平でわかりやすい行政を推進すること、そのために情報発信を積極的に行っていくことが必要なことから「まちづくり町民講座」を定期的開催し、タイムリーな話題の提供に努めます。行政の拠点施設である役場庁舎について老朽化が進んでいることから、町民開放型でコンパクトな役場庁舎の建設を検討します。また、災害時の情報発信機能も兼ね備えたコミュニティーFM放送について検討を進めます。光ファイバーについては、産業の支援や町民生活の向上を目指す視点から研究を進めます。道庁などの行政機関への職員の派遣研修や、ＪＡなど民間との交流を積極的に進めるなど、職員研修機会の充実を図り、元気で、そして、課題に対して果敢に挑戦する役場へと大いなる変革を目指します。

むすびに、以上、町政運営を担うにあたり、基本的な考えを述べさせていただきましたが、町議会をはじめ、町内会・地域会、ＪＡ、商工会、町社協などの諸機関、諸団体との連携を一層密にし、職員と一丸となって、お互いを尊重し思いやりに満ちたまち、自由闊達な議論の起こる、風通しの良いまちづくりに全力を傾注してまいります所存であります。

町民の皆様、議員の皆様のご支援、ご協力を切にお願い申し上げます、町長就任にあたっての所信表明とさせていただきます。

○議長（館田賢治君） 以上で、施政方針を終わります。

◎認定第1号ないし認定第8号

○議長（館田賢治君） 日程第5。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

認定8案に関し、付託いたしました、平成29年度標茶町各会計決算審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより認定8案を採決いたします。

認定8案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。

認定8案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号は、委員長報告のとおりいずれも認定されました。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（館田賢治君） 日程第6。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・本多君。

○総務経済委員会委員長（本多耕平君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項、停電に備えるための一次産業等への町の対応について

出席者は記載のとおりであります。

調査の経過及び内容

9月6日、午前3時8分胆振東部地震に伴う長期停電に係る標茶町の状況そして停電に備えるための各関係する係より説明を受けました。対応状況は5時38分災害対策会議開催後一般避難所開設、携帯充電スポット5カ所、食料供給困難者への配給場所、給水困難者への給水場所の設置、消防車により農業への給水支援、土木建設業協会の発電機支援を受け水道施設の応急対応を実施、さらに農林課より酪農家の被害状況報告を受けました。生乳廃棄1,443トン、金額として1億4,400万円、乳房炎発症約1,300頭との被害報告を受けました。さらに観光商工課より商工業被害37件1,376万5,000円、観光被害（宿泊キャンセル等）809人、615万4,000円とそれぞれ報告を受けました。

委員会の所見であります。

町内全域で45時間に及ぶ長期停電が発生し、今後の災害に備えるべく行政として経過と内容をしっかり検証しなければなりません。第一に今回の災害の実態調査の範囲をどのように設定したのか、業会からの資料提供説明では行政みずからの対策強化の一步にはほど遠い内容であります。町民の命と暮らし、そして基幹産業を守る原則に立った災害対策マニュアルをそして災害対策会議は庁舎内だけでなく経済団体、町内会等広い組織メンバーで構成すべきと考えます。

以上であります。

○議長（館田賢治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（館田賢治君） 日程第7。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・松下君。

○厚生文教委員会委員長（松下哲也君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規

定により報告します。

調査事項、児童館の現状と課題について

調査日時、調査場所、出席者については記載のとおりであります。

調査の経過及び内容。

資料に基づき、児童館の概要、職員体制、月別利用実績（平成28年度から平成30年10月まで）、実施事業、研修等の説明、質疑後、児童館を視察いたしました。

主な説明

児童に健全な遊びの場を与えてその健康を増進し情操を豊かにするとともに地域組織活動の育成助成に資することを目的とするとして児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設として設置されたものであります。

保育室1、ホール1、職員室1、ホールは学童保育と共用されております。

月別利用実績表から毎日の利用者数を割り返すと幼児は1から2名、小学生は15から20名、中学生は1から2名、高校生はゼロから1名であります。

「じどうかんだより」を年10回発行し、標茶小学校、図書館、幼稚園、保育園に配布しております。

昭和53年建設の幼稚園の後を活用した施設であり築40年を経過し各所に防寒上の対策を講じなければならない所が見受けられました。

委員会の所見

児童館の利用者数は、ほぼ固定されていると思われるが、設置の目的から見ると保護者の認識と理解が必要であると考えられる。また、児童館の存在、活動内容等を広く周知させる方策を取ることが必要と考えられる。築40年経過した施設であり幼児から利用できることから寒さに対する方策は万全を期するものがあり、早急な対応を取る必要があると考える。

以上であります。

○議長（館田賢治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（館田賢治君） 日程第8。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君）（発言席） それでは、早速質問させていただきます。

1点目は、保育料無料化の早期実現をということを求めた質問であります。

町長は公約に、幼稚園の入園料、保育料・保育所の保育料無料化について掲げました。きょうの執行方針の中でも、それが述べられました。この公約については、私も再三議会において、子育て支援のため、保育料無料化あるいは軽減を訴えてきました。

また、町が行った町民アンケートにも保育料軽減・無料化の要望が多くありました。これら町民要望に応えることにもなり、無料化は大いに歓迎し、ぜひ早期実現を望みますが、町長の所見を伺います。

次に伺いますが、これを実現するには、費用の投入はどのくらいと見込んでいますか。

また、国が今後予定している幼児教育・保育の無償化の施策によって、無料化の町負担が少なくなっていくと考えますが、この点の見通しについても、町長の所見を伺います。

早朝保育及び延長保育は、保護者の仕事やもろもろの事情によって必要性があると認めて規則にも定められていますが、この保育料についても同じ考え方で当然無料と考えてよいか伺います。

また、無料化については、年齢制限、保護者の所得制限はないものと理解しましたが、いかがですか。

以上です。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、深見議員の保育料無料化の早期実現をのお尋ねにお答えいたします。

保育園、幼稚園の保育料無料化につきましては、議員お尋ねのとおり、子育て世代を応援するため、私の公約として掲げさせていただきました。国におきましては、消費税率引き上げの2019年10月1日より、ゼロ歳児から2歳児までの利用料について、住民税非課税世帯を対象に、3歳児から5歳児までについては所得に関係なく保育園、幼稚園の利用料の無料化を目指すこととされています。

1点目のぜひ早期実現を望む所見を伺うとお尋ねにつきましては、ゼロ歳からの全ての子供たちに対しまして、準備が整い次第、早期に利用料の無料化をすべく、進めたいと思っております。

2点目の実現するための費用の投入の見込みと国の施策によって、無料化の町負担が少なくなっていくと考えるが、この点の見通しについて伺うとお尋ねにつきましては、現在、保育士等の人件費及び施設の維持管理費としては、常設、僻地保育所合わせて約年間3億円かかっております。一般財源としては、約2億2,000万円を支出しております。

また、無償化に伴いまして、保育園利用料であります保育負担金及び僻地保育所使用料が年額約6,400万円の減額となります。減額分につきましては、現在の子育て応援給付金を廃止し、その一部を無償化の費用に充てたいと考えております。

なお、国の無償化に伴う財源の見通しについてですが、2019年10月以降は、国の無償化に伴

う財源を消費税引き上げに伴う増収分を活用するとされていますが、幼児教育の無償化に関する財政負担のあり方については、今後決定するとの考えであります。

また、教育の無償化に関する国と地方の協議の場では、内閣府及び厚生労働省からは、義務費及び運営費を初年度のみ全額国費とする考えを示しましたが、地方の代表が反対をするなど、いまだ協議が調っておらず、具体的な内容については、各自治体に示されておらず、現在、現時点での見通しについては出せませんが、財源の確保につきましては、引き続き協議の結果を含め、国の通知等に注視してまいります。

3点及び4点目にお尋ねの早朝保育及び延長保育や年齢制限、保護者の所得制限の関係につきましては、現状ある体制のまま特に所得制限を設けることなく全てにおいて無償化するという方針で検討しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 発言を許します。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 1点だけ再質問させてもらいます。

先ほど1点目に、準備が整い次第始めますと、この見通しはもう少し具体的に出ませんか。私は4月からぐらいかなというふうに思っていたのですけれども。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 現在、内部のヒアリングを行いながら、最終的には予算の段階でのヒアリングで最終決定をしたいと思いますが、自主財源を担う部分が多いということもあって、来年度の予算総額、総体自体まだ把握していないという状況ですので、私の気持ちとしては、深見議員と同じように、選挙中も言っていましたので、ぜひ実現したいと、その方向で最終調整をしたいと思っていますので、もう少し開始時期については発表を待っていただきたいと思っています。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 町長の選挙のときの演説は、私3回ほど聞きましたので、しっかりその部分を聞いておりましたので、ぜひ実現に向けて努力をしていただきたいということで、2点目の質問に入りたいと思います。

2点目は、言語聴覚士の派遣要請で、必要な児童生徒に指導の保障を本町も行うべきではないかというテーマであります。

ことしの9月議会で、専門職の言語聴覚士による指導の確保について質問しましたが、町内の児童生徒で言語聴覚士の指導が必要である子供の実態をどのように捉えていますか。

また、保護者が指導を受けさせるため、仕事を休んだり、重い経済的負担を余儀なくされ、疲弊しながらも努力している状況があります。そのような実態もつかんでいるのか伺います。

本人が住んでいる自治体で言語聴覚士がいない場合、他の自治体の病院等に派遣を要請し、指導を頼んでいる自治体の例もありました。本町でもその要請をし、可能なところから必要な子に適切な指導の機会を持たせるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（舘田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、深見議員の言語聴覚士の派遣要請で、必要な児童生徒に指導の保障をののお尋ねにお答えいたします。

1点目の町内の児童生徒で言語聴覚士の指導が必要である子供の実態をどのように捉えているか、また、保護者が指導を受けさせるため、疲弊しながらも努力している状況があるが、そのような実態もつかんでいるか伺うとお尋ねにつきましては、平成30年第3回定例町議会において教育長が答弁したとおり、言語指導が必要とされている児童生徒については、障害の程度や発達の段階に応じて、保護者の希望に沿い、言語学級または通級指導教室において、校内全体で支援体制の充実を図るとともに、担当教員につきましても、関係機関による研修や連携、専門教員の派遣による指導、助言などを受け、日ごろからスキルアップに努めており、適切な指導及びきめ細かな支援が行われていると認識しております。

就学前の幼児につきましては、子ども発達支援センターにおいて、適切に対応しているものと思っております。

現状では、いかに限られた財源の中で、保護者の要望や子供の状況に沿った対応をしていかなければならないのか、その方策を考えていかなければならないと感じているところであります。

なお、言語に障害を抱える場合のみならず、社会的ハンディキャップを抱える子供を養育する保護者の方は、それぞれの生活の中でご苦労されていることは十分承知しているつもりであります。町としまして、ある制度の中でできる限りの支援を図ってまいりたいと考えておりますが、先ほども触れましたが、財源や人材の確保といったことは、一自治体では限界があることも、また事実であります。

2点目の他の自治体の病院等に派遣を要請し、可能なところから必要な子に適切な指導の機会を持たせるべきと考えるがどうかのお尋ねにつきましては、医療機関同士の連携の中ではあり得ることだと思っておりますが、現状、私どものほうで具体的な内容は確認できていませんので、今後、情報を収集する中で検討してまいりたいと存じます。

いずれにしましても、幼児期における言葉に問題を持つ子は、言語、理学、作業療法、臨床心理などさまざまな要因が考えられ、専門医が見地の中でその子の状態を確認し、適切な療法の指導や相談を受けていただくことが一番よいことだと思っております。その調整役を子ども発達支援センターが担っておりますので、今度どのように機能強化を図っていくべきか検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） 発言いいですよ。

深見君。

○4番（深見 迪君） 前回の私の質問なのですが、学校教育にかかわって教育長に答弁を求めたので、その範疇でしか答弁をしていただけなかった。私、ここで聞いたのは、標茶町にST、いわゆる言語聴覚士の指導が必要な子供はどのぐらいいるのかと、その実態を押さえてい

るのかどうなのかということを知りたかったのですよ。それを押さえないと、必要か必要でないかわからないわけですね。きょうの執行方針を見ましても、やっぱりそれに応えるためには、そういう実態をしっかりとまず押さえるということが大事だと。今聞いた限りにおいては、どうも押さえていないなという感じがするのですね、本町では。

私は、今、小学校に通っている子供もそうですけれども、特別支援学級の対応だけでは、絶対無理という子がいるわけでしょう。いろいろスキルアップして、頑張って対応するという言い方をしていますけれども、私から見ても、今の特別支援学級の対応ではできないと。そのために、例えば町立に作業療法士とか理学療法士さんがいて、いろんなことをやっていますけれども、同じように言語聴覚士がやっぱりその子たちと触れ合った上で指導をするということが大事なので、まず、その実態をどういうふうに受けとめているのか、非常に抽象的な答弁でありましたので、その辺をもうちょっと詳しく聞きたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

児童生徒に関しては、前回の第3回定例会で教育長が答弁しました、小学校で6名ということで……

（何事か言う声あり）

○保健福祉課長（伊藤順司君） 失礼いたしました。平成29年4月1日から施行され、障害に応じた特別指導が行われている児童生徒は13人につき、教員1人を加配する基礎定数が新設されたということでございまして、言語学級に在籍している児童は小学校2校で6名、それから通級指導を受けている児童はいないというふうに答弁しているところでございますし、また、次年度就学予定の児童に限ってですけれども、2名言語指導が必要となる児童がいるというふうに押さえているところでございます。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 私の質問のタイトルは、言語聴覚士の派遣要請になっているのですよ。つまり、言語聴覚士がいなければ指導ができない、そういう子供たちは何人ぐらいいるのですか、その実態を把握していますかという質問なのです。いかがですか。あっちに聞くのも変だけれども。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） 就学前の児童につきましては、特に言語聴覚士が必要だと思われるのは、1名というふうに認識しております。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、担当のほうから言語聴覚士の必要な部分についてはお知らせをしましたが、実は必要な言語聴覚士の専門家が管内的にほとんどいないという状況が実はございまして、私どものほうで過去で把握している分では、くしろ地域生活支援センターに1人言語

聴覚士がいるのですが、現職のときでも、そこに依頼をしても、なかなか対応してもらえない、1人では対応してもらえないので、規模を上げて実現できないという状況が今でも恐らく変わっていないのかなと思うのですけれども、そんな状況もあるということもご理解いただきたいなと思っております。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 再度ちょっと立ち入って聞きます。

就学前1名で、就学した子が2名という押さえでよろしいですか、言語聴覚士が本当に必要なと思われる子供。

○議長（舘田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

就学前児童といいますか、幼児に限っては、あらゆる面から見地が必要ということで、言語あるいは理学、作業、臨床心理等、各専門職において、その子が一番いいような支援を検討してまいらると思うのです。その中で言語聴覚だけというような部分では、まず考えにくいということで、それぞれの専門の中で携わっていくということを考えると、私が今言ったような表現になるのかなというふうに思っております。言葉的にちょっと不足でございますけれども、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 今のところは理解できます。その子についてはSTの指導だけではなくて、例えば作業療法士、理学療法士の指導も当然重複して必要だという、そのことはわかるのです。それで、何とか言語聴覚士の指導を本町の必要な子供たちに受けさせたいので、情報収集をこれからしていくという町長の先ほどのご答弁なのですが、それはぜひやっていただきたいということです。

私、この1点についてしつこく言うのは、先ほどの執行方針の中にもありましたけれども、「一人の不幸も見逃さない」とか、それから障害を持っていても、この町に住み続けていきたいと思えるようなまちづくりをみんなですていこう、そこから出発して、そういう本町のスローガンから出発して、この問題も考えていきたいと思うのですよ。

ある母親から、お話を伺いました。自分の子供は、小児慢性特定疾患の医療助成の関係で、町立病院のリハビリを受けている。ほかの病院のリハビリ、言語聴覚士が多くいるところは大抵病院なのですね。釧路の協立病院も8人ぐらいいるのですよ。それを受けることは、他の病院のリハビリを受けることができないけれども、もし標茶に言語聴覚士がいたら、何の問題もなく、さっき課長が言われたように、いろんな指導を受けることができます。今は口からほとんど食べることができません。言語聴覚士の指導のもと、唾液を促すマッサージや、そしゃく機能のマッサージ、ストレッチなど、定期的に受けることができれば、口から食べたり、味覚、舌への刺激などで、より発達が促され、健康を維持できるのです。我が子は言葉はほとんど出ないが、喃語はあるので、喃語というのは1歳ぐらいの子供が「あー」とか「うー」とかとい

う反応する言語のことなのですが、喃語はあるので、少しでも発音のコントロールや意思が伝えられるようになってほしいという切実な願いを持ってきました。このお母さんは、この子に自分のことをお母さんと呼んでもらうというのが私の夢なのだということを最後に言っておられました。

それから、もう一人のお母さんは、過去10回ほど2週間から1カ月で療育を受けています。費用がかかって大変ですが、効果を実感するから、標茶町で受けられないリハビリを受けるため、頑張っている。その間、家族は別れて生活することになります。これは札幌にあるコドモックルのこと言っているのですね。ここで指導を受けるためには、2週間から1カ月、今回も1カ月行くと言っていましたけれども、お母さんがその子を連れて1カ月一緒に寝泊まりして、そして指導を受けに行かなければならないのですよ。その間、家族とは別れ別れになると。もちろんほかの子供もいるわけですからね。我が子は単なる言葉の困りだけでなく、自分の気持ち、意思を表現できないことは、想像以上に苦しいらしく、もどかしさから周りの子への暴力、家庭での暴れ、兄弟へのけがをさせることもあります。夜間眠りながらの号泣、跳びはねながらの暴れなどがあり、家族も心因性の腹痛に悩まされています。本町で理学療法士、作業療法士と同様、言語聴覚士を雇用できないのだろうかという願いをぶつけてきています。

つまり、こういう実態、家庭の実態とか、保護者の苦しみとか、子供たちの実態を押さえているのですかと、そのことを私聞きたかったのです。最後にそのことだけちょっと聞いて、あとはここに書いている願いをぶつけて終わります。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、深見議員から実態をどういうふうには押さえているかということにつきましては、窓口となっている子ども発達支援センターのほうでは、そういった家庭のほうとも接点を持っているというふうに、これまでも持っていたと思いますので、その状況については逐次相談を受けているのではないかと考えていますので、ただ、専門職の配置等については、非常に人材不足というか、そういったこともありますので、引き続き努力しながら、ただ、そう言いながらも、そういった人たちの例えば検診とか、そういう対応が受けられるように、常駐していなくても受けられるような仕組みができないかとか、そういったことについてこれから引き続き研究してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） この問題については、ことしも道交渉の中で道の担当課と私お話ししまして、非常に困難な状況も横にはあるということは承知しています。ぜひ努力していただきたいというふうに思います。

3点目、最後の質問です。要介護・要支援認定者の「障害者控除」について、周知徹底を図っていただきたいと。

10年ほど前から、要介護・要支援認定者にも町長が認定し、障害者控除を実施するように

なりました。直近の実績では何名が申請し、うち何名が控除を受けたのか、まず伺います。

要介護・要支援認定者に対し、このような制度があることをどのように周知しているか伺います。

現状では、この制度を知らないため、申請をしないでいる要介護・要支援認定者がいるように思いますが、その実態を伺います。また、対象が限られていることから、要介護・要支援認定者全ての町民に申請書を配付し、新たな認定者も含めて制度があることを周知するべきと考えますが、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、深見議員の要介護・要支援認定者の「障害者控除」について、周知徹底をのぞねにお答えいたします。

議員ご質問の要介護・要支援認定者の障害者控除につきましては、所得税法施行令、地方税施行令の規定により、年齢60歳以上の者で身体障害者手帳の交付を受けている者等のほか、身体障害者に準ずる者として市町村長の認定を受けている者が障害者控除の対象とされるものがあります。

本町では、平成19年12月20日施行の標茶町障がい者控除対象者認定書交付要綱により、障害者控除対象者の認定を受けようとする者が、介護保険法に基づく要介護認定または要支援認定を受けているときに、介護保険における認定調査票及び主治医意見書等に基づき、町長の認定の可否を判断するものとなっております。

第1点目の直近の実績につきましては、平成29年度は6件、平成28年度は4件、平成29年度は6件の申請を受けているところですが、平成29年においては5件について認定しているところであります。

2点目のどのように周知しているか、また、認定者全てに申請書を送付し、新たな認定者も含めて制度を周知すべきと考えるがとのお尋ねにつきましては、制度の周知につきましては、毎年2月の広報しべちゃんにおいて、確定申告の特集ページで制度周知の広報を行っているところであります。

また、一層の周知徹底の方策についてですが、障害者控除対象者の認定の際に確認する認定調査票及び主治医意見書は、介護認定とケアプラン作成の目的以外に使用するときは、申請者本人の承認を得なければならないとされていることから、事前に該当の有無を担当課で判断することはできないものであり、かわる対応としましては、介護認定者へ毎年送付される介護保険負担割合書の送付時や、新規で要介護・要支援認定される方に対する認定通知の送付時などの機会に、制度周知を図ることができないか検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 2月の広報しべちゃんなのですが、私そこだけ持ってきたのですけれども、このぐらいなのですよ、3ページに。毎年これ1回で終わりなのです。だから、ほとんど

気がつかない。他町村の例も若干、私、調査しました。これ要支援・要介護者の認定、4名、5名、6名なんていうのは、ほぼ1%ぐらいでしょう。あり得ないのですよ。こういう制度がありながら、それを申請している人たちが1%という数字は考えられない。だから、これは僕は下手したら50倍、100倍にふえると思いますよ、申請の周知を徹底すれば。

だから、そういう点では、私一番手っ取り早いのが、就学援助のとき、必ず全員に配りますよね。同じように全員に、こういう制度がありますよと。既存の今までの要支援・要介護者にもですよ、新たな人だけではなくて。全員にそれを配って、こういう制度がありますよということ配って、やっているところは申請書も一緒に配っているのですよ。これ教育委員会もそうだよ、申請書も一緒に配っていないかな。

(「ええ」の声あり)

○4番(深見 迪君) そうですよ、申請書を配っていますよね。だから、対象となりそうな、なる資格のある人たちには全員、こういう制度があるということと、申請書を配るということを、私はここでは求めているのですが、再度、さっき周知について検討すると言っていましたけれども、余りにも申請の該当者が少ない、1%というのは絶対にあり得ない、これはどの町村を見てもあり得ない話ですね。だから、そういうところから見て、私が言っているから私が一番いいと言うのですけれども、その制度の内容と申請書を全員に配ると、毎年。これをやればかなり変わると思います。もう一度答弁願います。

○議長(舘田賢治君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君) 私そこの、どのくらいの町内に潜在的該当者がいるかということ把握しておりませんので、担当ともう少し詰めながら、今、議員から提案のあった周知のあり方についても再度検討させていただきたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 深見君。

○4番(深見 迪君) ぜひ、お願いしたいと思います。

ちなみに、どのくらいの該当者と言いますが、この行政報告の文書の中では、これ10月ですか、568名いますよね。これ全部該当者なのですよ。申請に該当するかどうかは、また別ですよ。あるいは申請するかしないかはその本人の考え次第ですけれども、該当者は568名と出ているのです。ですから、ぜひその方向で検討して実施していただきたいと。まだ12月ですから間に合いますので、ぜひそのことを再度質問して終わりたいと思います。答弁はいいです。先ほどの。

以上で終わります。

○議長(舘田賢治君) 以上で4番、深見君の一般質問を終わります。

続いて、8番・渡邊君。

○8番(渡邊定之君)(発言席) 私は、胆振東部地震によりブラックアウトによる被害が起きましたが、町としての積極的な対応と被害に対する支援策をについて質問いたします。

ブラックアウトによる被害調査は行われたと思いますが、その状況を伺います。とりわけ酪

農家の生乳生産に大きな影響が出ました。本町においては1,400トン余りの生乳を廃棄したと農協等からの情報を聞いています。被害金額を含め、町の調査結果をお伺いいたします。

また、ほかの商工業者等にも影響があったと思いますが、その調査結果についてもお伺いいたします。

自家発電装置がないことで、農家を初め商工業者、町民の方々にも多くの影響が出ました。この被害体験から、農家では発電機を導入する戸数がふえていると聞いています。基幹産業を守るためにも、高価な発電機の購入に対し、町としても支援すべきではないですか。

また、乳業会社に自家発電装置がなかったことにも驚きの声が上がりました。地元の乳業会社に、今後の対応について申し入れなどを行いましたか伺います。

今回の停電の経験から、発電所、発電設備の分散化が取り上げられました。北電に対しても申し入れなど行うべきではないですか。

また、本町においてもバイオマス発電の設置計画等、今後の見通しについても伺います。

このたびの経験から、災害マニュアル等に新たな項目等が必要になったのではないかと思います。町長の所見を伺います。

以上。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、渡邊議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、1点目、2点目のお尋ねであります。ブラックアウトによる被害状況についてお答えします。

ご案内のとおり、本町におきましては、各産業の中でも、とりわけ酪農家への被害が大きなものでありまして、牛乳廃棄は9月6日から19日の14日間で合計1,443トン、被害金額にして1億4,400万円余りに及んでおります。

また、乳房炎は1,293頭発症しております。

次に、商工業への被害状況ですが、停電に伴う冷蔵庫の停止による原材料及び商品破棄で37件、1,376万5,000円の被害を受けました。

また、観光業では、風評被害で宿泊キャンセルが発生し、9月30日までの間で849人、金額にして645万4,000円の被害額となっております。

次に、3点目の基幹産業を守るために高価な発電機購入に対して、町としても支援すべきではないかのお尋ねにお答えいたします。

国では発電機を導入する農家に対して、2分の1を補助するとしており、JAにおいても、配電盤の設置及び発電機購入に対して、1戸当たり総額で30万円の助成をすると伺っております。町といたしましても、何らかの支援を講ずべきと考えているところですが、具体的な内容については、今後JAと詰めの協議を行ってまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目の乳業会社に今後の対応について申し入れなどを行うべきではないかのお尋

ねにお答えいたしますが、まず、基本的な認識としまして、電力事業は電気事業法のもと運営される安い電気を安定的に供給するという公益事業であり、このことからすると、ブラックアウト対策の主体は電力会社であるべきで、需要者側の対策はあくまでも業界としての防衛策であると考えているところです。

したがって、地方自治体が個別の乳業メーカーに申し入れをするということには違和感を覚えるところですが、去る11月12日に雪印メグミルク株式会社の本社を訪問の際に、地域の現状をお伝えしたところであります。

また、11月30日に報道されたように、一般社団法人日本乳業協会において、災害リスク対応検討会を立ち上げ、乳業メーカー各社が連携して災害発生時の工場間連携のあり方を検討することになったようですし、雪印メグミルク株式会社においても、非常用発電装置の持ち方について検討されると伺っております。このような取り組みに敬意を表するとともに、具体的な動きが出てまいりましたので、今後の方向を見守ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、5点目の今回の停電経験から、発電所の分散、発電施設の分散化が取り上げられているが、北電に対して申し入れを行うべきとのお尋ねにお答えいたします。

北海道電力とは年に数回、情報の交換や共有を行い、災害発生時のスムーズな対応を目的に、顔の見える関係づくりの構築を心がけております。今回の停電復旧後も2度にわたり意見交換の場を持っており、北海道電力からブラックアウトの総括や今後の取り組みについて説明をいただいております。その際、こちらから発電所の道央圏集中のリスクと対策としての発電所の分散、あわせてバイオガスプラントによる地産エネルギーに関し、意見をさせていただいたところ です。

また、本町のバイオマス発電の設置計画等今後の見通しについてであります。バイオマス発電施設の建設や維持管理については、多額の費用がかかることから、固定価格買い取り制度の認定を受けられることが経営収支を大きく左右するものだと考えておりますが、現在、送電網の空き容量がないことから系統接続は難しいと聞いており、引き続き情報の収集と研究に努めてまいります。

最後に、災害マニュアル等について、新たな項目の追加が必要になったと考えるがとのお尋ねにお答えしますが、本町では標茶町地域防災計画を策定し、各種災害に対する予防計画や災害発生時の行動計画等を定めております。

また、本計画は、関係法令の改正に合わせて毎年見直しを行っているところです。なお、停電に関する事項については、第6章地震災害対策計画においてライフライン施設等の機能確保や生活関連施設対策計画を策定しているところですが、改めて停電に関する事項について見直しを進めたいと思っております。過去に例を見ない長期にわたる町内全域での停電により多大な被害をこうむりましたが、今回の災害を教訓として、安全で安心なまちづくりのために、さらなる減災・防災対策の充実に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（舘田賢治君） 8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今お答えいただいた中で、最初の部分で牛乳の廃棄についての数字等は、先ほど総務経済委員会の中での報告にもありましたので、理解いたしました。

そこで、商工業者にも影響あったということではありますが、こういうところに対する支援等については検討の対象になりますか。

○議長（舘田賢治君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思います。

商工業関係の部分につきましては、総務経済委員会するときにもご説明いたしましたが、町の融資制度がございます。聞き取り調査を行った際に、もしそういう場合がございましたら町あるいは商工会に相談いただいてという部分でご説明しておりましたが、現在のところ、そのような相談はなかったというようなふうに理解しております。

○議長（舘田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 支援ではなくて、お貸し付けしますという、そういう意味ですよ。支援ではないですね。

○議長（舘田賢治君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） 融資というものも町の支援というふうに考えておきまして、現在、持ち合わせているのは、融資という部分での支援というふうに考えております。

（何事か言う声あり）

○議長（舘田賢治君） 説明員、質問をよく聞いて答えてください。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 融資、町にある制度も支援というぐあいに考えているのですね。

（何事か言う声あり）

○8番（渡邊定之君） だから……

（何事か言う声あり）

○議長（舘田賢治君） いいよ、言っても。

○8番（渡邊定之君） 続けていいですか。

○議長（舘田賢治君） はい。

○8番（渡邊定之君） そういう意味では、今回の災害に対する支援はこういうぐあいに町では考えているという意味での、こういうぐあいに対策はとりますよというものは改めては出さないと。

○議長（舘田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

現時点で、今、観光商工課長がお話しした内容については、基本的には支援の一環として、そういう融資制度があるということで、ご説明をさせていただきました。

ただ、農業団体のように、そういった部分については、今のところ動きがございませんし、

一部の商工業者の中では、北電さんにその被害を請求するとか、そういった動きも一部にはあるのかなと思うのですが、まだ情報ですね、さらにそういう団体が上部団体でそういう動きがあれば、そういったものが町にもおりてくるのかなと思うのですけれども、今のところはそういった動きはないということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） はい、わかりました。

それで、2つ目の自家発電装置がないことで、非常に農家の場合、今回こういう非常事態だということで、多くの農家の皆さんが、農協を通じて発電機の導入について、希望取りまとめ等を行って、多くの農家が申し込みを行ったわけでありまして。そこで非常に情報として、どのように受けているのかお聞きしたいのですけれども、道の支援制度、それから国の支援制度について、どのようなこの被害に対する支援、それと先ほど具体的にはお答えいただけませんでしたけれども、具体的にはどの部分で支援をしようとしているのか、もし具体的な方向性があったらお知らせいただきたい。

○議長（館田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

今ご質問がありました、道の支援等ということでございますので、私のほうから答えさせていただきます。

まず、国においては、家畜導入の支援ということで、一律2分の1以内で補助を考えているということでございます。あと、乳房炎治療・予防管理等への支援といたしまして1頭1,300円の支援、停電時の電力確保に要しました発電機等の借り上げに対する支援、あとは非常用電源の発電機、配電盤に対する支援を考えているということでございます。

道におきましては、配電盤の整備に対する支援ということで、4分の1以内の支援を考えているというものでございます。

（「町のほうとしては」の声あり）

○議長（館田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもございましたが、具体的などころまではちょっといいませんが、JAからの要請では、先ほどありました一戸、戸別に対応する部分について、町としても何らかの支援をしていただけないかという要請は受けておりますが、今のところ町としてどういう支援をするかということについては、まだ決まっておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） それでは、ちょっと確認ですけれども、支援するという方向でいるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（館田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） そのとおりでございます。何らかの支援をしたいというふうに考えております。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 次に、乳業会社の自家発電装置がなかったことの部分での質問でありますけれども、先ほど町長の答弁の中で、行政としてそういう要請をするということはいかかなものかという、ちょっとそういう意味のお答えがあったのですけれども、農林水産大臣ですら、乳業会社に発電の設置要請をしたということが農業新聞なんかでも出ているのです。そういう意味では、地元にあるそういう乳業会社に対して地元の牛乳が安全に処理できるような申し入れ等は、やっぱり積極的に行っていくべきだというぐあいに思います。

次に移ります。

（何事か言う声あり）

○8番（渡邊定之君） いいですか。答弁、では、お願いします。

○議長（館田賢治君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

この件に関しまして、業界とのほうとも若干総体的な部分で総務課として対応させていただきましたので、私のほうからお答えさせてもらいたいと思います。

議員ご指摘のように、農水省としての動きはあったようには聞いておりますけれども、本町と本町に事業所を置いている会社の中で、先ほど町長の答弁のとおり、個別に申し入れという形では少しなじまないのかなという、そういう感覚で町長は答弁されているというふうに考えているところであります。かわって、先ほどの町長答弁の繰り返しになりますが、本社来訪の折に、地域の現状をつまびらかにして、そして考えていただくと、そういう段取りでおりますので、そこについては、ご理解いただきたいと思います。

また、業界のほうから伝わっている話では、確かに生乳を一番最初に受ける生乳の加工の工場については、今回責任がクローズアップされたのですけれども、生乳を最終的に廃棄しないということで考えると、いわゆるサプライチェーン全体の中で滞りなく回る必要があるという、そういう考えを業界のほうでは持っていらっしゃるようであります。今回は停電で工場がとまったところにスポットライトが当てられていますけれども、例えば道路が分断されてローリーが走れなかったら、果たしてそれは工場だけの問題なのだろうか、そういうことで生産から最終的に消費者に届くまでの間全体で検討されるべきだ、そんなような考え方もあるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） それでは、今回停電の経験から、先ほども答弁の中にありましたように、北海道の発電の仕方、北電の発電の仕方が一極集中型で、非常にブラックアウトのような惨事を引き起こしたということで、農業団体と農協等は、発電所の分散をぜひ行うべきだというようなことを要望して、声を上げているところだと思います。

そういう意味で、本町でもバイオマス発電の設置計画等に、先ほどもその部分についての答弁ありましたけれども、今後バイオマス発電については、非常に大きな経費、コスト等がかかるというような答弁もありましたけれども、このバイオマス発電については、この地震が起きた10日、20日ぐらい後に、新聞等でこのバイオマス発電で小型、大型のプラントではなくて、我が家でのこういうバイオマス発電等をやることによって、この停電時の被害も少なく済んだというような記事も出ていましたので、このバイオマス事業については、もう少し、このようなブラックアウトのような事故が起きたということを踏まえて、どうしても大きなプラントにこだわらないバイオマス発電というようなことの検討も必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 農林課参事・柴君。

○総務課（柴 洋志君） お答えいたします。

我が町が策定していますバイオマス産業都市構想ですが、集中型プラントでの構想となっていますが、個人型施設につきましても、農業者、また、関係団体とあわせて進めていきたいと考えております。

ただ、1つだけありますのが、今回、停電時は町内にも1カ所個人でバイオマスプラントを設置しているところがありますが、送電網のほうにはつなげることができませんので、その農家さんも停電の間は自分のところで電気が、バイオマスが使えなかったということもありますので、そのことも含めながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） その送電網の問題は、これから大きな問題になると思いますので、ぜひそういうことも含めて検討していただきたいというぐあいに思います。

最後に、今回の災害のマニュアル等についてお伺いしたいと思います。

今回のブラックアウトの中で非常に象徴的にあらわれたのが、通信網が全然、携帯電話等も通じなくなったという、このことについて何か検討されましたか。こういう通信網が途絶えたということに対する対応みたいなもの。

○議長（館田賢治君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、暫時、携帯電話が中継局のバッテリーがダウンして使えなくなったという実態にあります。これらにつきましては、現状のマニュアルあるいは計画の中では書かれていない項目でもあります。特に、通信事業者が存在するという仕組みの中でもありますので、これについては、今後、恐らく本町だけではなく、町村会あるいは北海道段階でも要望されるものというふうに認識しておりますが、通信網の途絶というのは住民生活に非常に大きな打撃を与えるということで、対策について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） もう一つ具体的な内容として、水の問題です。

幸いにして水がとまらなかったということがせめての救いだったということが、農家の皆さんの声だったと思うのですけれども、この水についてはどのように、検討の対象になりましたか。

(何事か言う声あり)

○議長（館田賢治君） 総務課長。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今回の停電に際しましては、とにかく水をとめないということに全精力を傾注して、建設業協会から協定に基づいて貸していただいた発電機あるいは自前の発電機等々を水道施設に投入をして、断水にならないように努めてまいりました。そういった形で今回のブラックアウトについては何とか乗り切ることができましたので、改めての対策というのは、今の段階では実際のところは検討されておりません。

ただ、やはり過去の釧路沖地震等々の大規模な長期間にわたる断水の経験もありますので、それについては常に災害対策の第一として、これからも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） そういういろいろな情報を集めて、本当に災害マニュアルをつくり上げていていただきたいというぐあいに思います。

それでは、2つ目の質問に移ります。

障がい者が安全に利用できるよう、酪農センター、公民館などの公的施設の環境改善について質問いたします。

地域の酪農センターや公民館等の公的施設を、障がいを持たれた人たち、とりわけ車椅子で利用する場合、非常に不便であり、危険を伴うような施設の実態があるように思われますが、これらの実態についての町長の所見を伺います。また、調査も行うべきではないでしょうか。

施設内においても各部屋の戸が狭く、車椅子での移動は不便であり、危険だと思います。施設によっては役場支所の窓口や出入り口が危険なところがあると思いますが、早急な対策が必要だと考えますが、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、渡邊議員の1点目の質問にお答えします。

施設の環境が非常に不便であり、危険を伴うような実態があるが、実態についての認識と所見を伺うにつきましては、町が保有する公民館などの公共施設は、その多くが建設当時から相当年数が経過しており、この間、大規模修繕や耐震改修などの措置を施し、維持管理を行ってきたところであります。その時々改修時には、誰もが安全で快適に利用しやすい施設になるよう進めてまいりました。しかし、施設によっては構造的な観点から、完全なバリアフリー化が難しい場合もあり、障がいを持たれた方が利用するときにご不便をおかけする場合もあるということは認識しているところですが、危険な箇所については都度修繕をしてきております。

また、調査を行うべきとのご指摘につきましては、本町で進めている町有施設整備計画の策定時に、施設を所管する各担当課から改修の必要な箇所や状況などを調査しておりますが、調査の中にバリアフリー化政策にかかわる施設の増改修に関する項目もありますので、本調査を基本に年次的に整備を進めてまいります。

2点目の施設内における戸の狭さ、窓口や出入り口が危険なところについて早急に対策を講ずるべきと考えるがどうかのお尋ねにつきましても、先ほどお答えしましたような状況にあるとの認識でございますが、技術的に改修が可能かどうか判断しながら、また、限られた財源の中で優先順位を定めながら、対応を図ってまいりたいと思っております。

3点目の障がい者用トイレや動線がかなり狭く、利用しづらいスペースになっていると考えるが、改善すべきとのご指摘につきましても、先ほどの答弁と重複しますが、施設の対応から既存のスペースの中で改修が可能かどうか、状況を見きわめながら改善を図ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても危険と思われる箇所につきましては、随時対応を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） 8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） そういう意味では、調査を早急に行い、随時対応していただきたいというぐあいに思いますし、形状はバリアフリー的になってはいるのですが、実際、よく細かく見ますと、車椅子のタイヤがスムーズに上らないとか、そういうところも多々あるように見受けられますので、ぜひ調査を早急にして、改善をしていただきたいというぐあいに思います。

以上、質問を終わります。

○議長（舘田賢治君） 以上で8番、渡邊君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（舘田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君）（発言席） 1番、櫻井であります。

今回の質問に当たって、新しく町長になられて、その中で所信表明なるものをまだなされていない中での質問となったので、失礼ながら、新町長の公約に基づきながら質問させていただきたい。この新町長が公約に掲げておる、この中から抜粋ということでございますので、よろしく願い申し上げます。

まず、1つ伺いたいのは、件名に書いてございます「憩の家かや沼について伺いたい」と、こういうことでございまして、佐藤町長は株式会社標茶町観光開発公社の筆頭の株主になられたわけでありまして、でありますから、釧路湿原国立公園内にある唯一の温泉施設「憩の家かや沼」を今後どのように運営されていくのか、どのようにすべきと考えておられるのか、まずそれから伺いたしたいと、こう思います。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 憩の家かや沼についてのご質問にお答えいたします。

昭和62年に釧路湿原が国立公園に指定されて以来、昭和53年にオープンした憩の家かや沼は、国立公園内の唯一の温泉宿泊施設として、町内外から多くの方が利用されております。

憩の家かや沼につきましては、昨年12月議会において、標茶町観光開発公社に対する貸付金の条例が可決され、あわせて憩の家かや沼の管理運営を平成30年度から平成35年までの指定管理者としての議決をいただき、議会において審議され、承認いただいた経営改善計画に基づき運営を行っております。

また、憩の家かや沼は、貴重な財産であり、守っていくべきであるという町民の意見の中、標茶町開発公社が食事とサービス充実などの新しい企画により、憩の家の信用を上げていく努力を重ね、町民を初め、より多くの方々にご利用いただけるよう取り組んでおります。

観光分野における今日的情勢として、観光立国を目指す国の動きやインバウンドも含めた入り込みの期待が拡大していることもあり、観光列車に関するアンケートで、今後乗ってみたい観光列車の1位に輝いた「くしろ湿原ノロッコ号」、冬期間限定で運行する「SL冬の湿原号」などにより、今後も多くの方々が多様な自然環境と美しい自然景観の宝庫である釧路湿原を訪れることが期待されます。

平成27年度には耐震改修工事を実施しておりますが、本年度、施設全体の老朽箇所及び緊急度の調査を行い、この後、施設のあり方をお示しする予定であります。湿原内の唯一無二の宿泊温泉施設の優位性を積極的に発信しながら、リピートのご利用をいただけるようなおもてなしの心を大切に、快適なサービスの提供に心がけながら、より一層の集客と健全な経営環境に努め、町内外から親しまれる観光拠点施設となるよう支援してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 昨年12月に3,000万円の条例を新たに設定し、そして貸し付けを行い、同じ12月に460万円の委託管理費を出しております。そしてまた、ことし8月に460万円、今年度分として委託管理費も出されていると。こういう中で、けさほど机の上に、この憩の家、株式会社標茶町観光開発公社の経営状況なるものが上がっておりましたので、ざっとしか目を通していませんのでよくわからないのですが、いずれにしても、この中ではまあまあ順調に走っているのかなと、経営を順調に行っているのかなというふうには思うのですが。

ここで問題は、前町長は、6月に社長を退任されておられるわけですよ。そしてまた、私たち議

員との、こういう議会でのやりとりの中で、ある程度軌道に乗った時点での民営化というものを
お示しになっておられる。したがって、今、私たちの机の上に示されたこの計画書に従って
いくなれば、黒字ということは間違いのないのでしょうか、どうですか、新町長として、この
民営化というものに着眼し、物事を進めていったらいかがかなと。

それから、もう一つ伺いたいのは、支援をしていくと、今、町長はおっしゃったが、どのよ
うな支援を考えておられるのか、この2点をお伺いしたい。

以上です。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います、議員も今ご存じのように、憩の家かや沼
につきましては、まだ副町長が選任されておられませんので、会社経営者の責任者の新体制もで
きていないという状況の中で、憩の家本体と正式に今後の方向性について、今、議論できない
という状況でございますので、私の町長としての、筆頭株主としての基本的な考え方について
だけ述べさせていただきたいと思いますが、基本的には、以前からあるように、経営の手法に
ついては、公設民営、公設公営、民設民営ですという、いろんなパターンがあると思うので
すが、私は、可能な範囲、やはり民間の考え方も有効に活用しながら、施設運営をこれからは
すべきではないかと基本的には思っていますが、その範囲でこれからいろんな選択肢が出てく
ると思います。その中で、経営が安定的に継続できるように支援をしながら着地点を考えてい
きたい、そういう経過の中で、行政がどこまで、どういった形で、町民の皆さんから理解を得
ながら支援をできるかということで、これから進めていきたいと考えております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今、支援という言葉が出ていました。その支援という内容、それは物
的支援、金的支援あるいはソフト面での支援とか、そういういろんな形があると思うのですけ
れども、町長の支援とは、具体的にどのような支援を考えておられるのかお伺いしたい。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 現在の支援については、既に議決いただいた融資であるとか、今の体
制の中で継続されるものかなと思っています。

今後については、新たな会社の体制が決まった段階で、その会社と、どういう形がいいの
かについては、いろんな手法があると思いますので、この場で、こういう支援を私はやるとか、
そういう部分については今は言及すべきではないと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） まだ町長も代表者、株主代表ということになったばかりで、株式会社
との話し合いもできていないということなのでしょうから、この話はこらにしておきましょ
う。また新たに体制が決まった時点で、再度この件についてやりとりをしていきたいと、この
ように思います。

2つ目についてお伺いいたします。

2つ目は、医療及び老人福祉についての問いでございまして、町長もここで公約しております医療及び老人福祉については、非常に高い関心を示しておられると解釈しております。

質問の内容としましては、標茶町立病院の運営方針はどのようにするのでしょうか、医療体制はこのままでよいのでしょうか、町長の公約に特養サテライトの活用及び人口透析を掲げておられますね。このことに対して、町民は非常に大きな期待を持っておるわけです。したがって、具体的に、これをどのような形でやっていくのか示していただきたいと。

それともう一つは、軽費老人ホーム及びやすらぎ園の老朽化、これも進んでいるわけですよね。大分年月がたっております。また、そういう中で、老朽化も進んでいるし、また、施設の中で生活されておる方たちのプライバシー、これもある程度考慮していかなければならないのではないかな、そういうふうに思うわけで、これらの対応を可及的速やかにやっていただきたいと思うのですが、町長のここでのマニフェストで示されたお考えを、もう一度聞かせていただきたいと。お願いいたします。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、櫻井議員の医療及び老人福祉についてのご質問にお答えいたします。

町立病院の運営方針と医療体制についてですが、町立病院は、内科、外科など、同診療科の外来・入院診療のほか、町が実施する予防接種や各種健診等の公衆衛生活動を行っております。また、町内唯一の病院として、365日24時間対応の救急医療にも当たってきたところでございます。

今後の運営につきましては、地域医療の拠点として必要不可欠であり、平成28年度に策定しました標茶町立病院新改革プランに基づき、経営の健全化に留意しながら、現在の内科、外科、産婦人科、小児科、リハビリテーション科の体制を維持し、また、救急体制も維持していくことを当面の運営方針と考えております。その観点からも、医師の確保に全力を挙げていくことが必要であると考えているところですが、ただ、現実の問題として、医師確保は従前にも増して厳しい状況であり、大学関係や北海道、医療機関などとの連携はもとより、このたびの補正予算案での医師確保対策として、予算措置のお願いをさせていただいたところでありますが、これらの取り組みを強化したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

医療体制につきましては、現在の診療科を維持していくことを基本に考えており、将来の町立病院のあるべき姿につきましては、住民の皆さんの声に意を配しながら、持続可能な経営を目指すことが重要と考えております。

次に、私が公約で掲げた特養サテライトについてお答えいたします。

病床数の削減による空きベッドの活用については、第6期介護保険事業計画の策定に向け検討する中で、本町においての医療機関を、退院後、入所施設までの中間施設がないことへの対

応とあわせて、やすらぎ園の待機者削減にもなるとの考えから、病院の空きベッドを国の基準に違反をせず活用でき、介護保険料の増減を最小限に抑えることができる施設設置に向け、種々検討を重ねてまいりました。

病院設置側の課題としては、同じフロアに違った種類の施設が混在することで、感染症が流行した場合における対策の難しさが挙げられております。また、改築費などの財源の確保、そこで働く人材の確保も課題となっております。過去からの経過も含めて、いまだ解決できていない多くの課題に対し、どのような解決方法があるのかを探りながら、今後の介護保険ニーズに対応できるよう対応を図りたいと考えております。公約の実現に向けて努力してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、人工透析につきましては、人工透析の経験のある医者、看護師、臨床工学技士の医療スタッフの確保が必要であります。採算性やシャント手術やアフターケアなど、専門医との連携など、課題もありますが、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続いて、2点目の軽費老人ホーム、やすらぎ園の施設老朽化についてお答えいたします。

やすらぎ園は、昭和49年6月に南棟、昭和53年4月に北棟の運営を開始し、建設からそれぞれ44年、41年を経過しておりますが、平成5年3月には大規模改修を実施したところであります。軽費老人ホームは、昭和56年4月に建築後、37年経過し、平成22年には耐震化工事及び小規模改修を実施したところであります。

人口減少や高齢化の動態あるいは介護施設をめぐる社会情勢も、ここ数年で変化を見せており、両施設の運営方法や施設改修につきましては、町民や議会の理解をいただけるように、次期以降の町有施設整備計画や高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とすり合わせをしながら協議を行い、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 私が特に急いでほしいのは、この特養サテライトでの活用並びに人工透析とあるわけで、この人工透析の部分をできるだけ早くやることが、標茶町にも人工透析で苦しんでいる方がおるわけですからね。

今の町長のお話を聞けば、これから考える、検討すると、スタッフをそろえないとならないしという、これからの話なわけで、これからはこれからでいいのですけれども、公約で掲げたのならば、現実問題として早目にこういうことを皆さんにお示しすることが望ましいのではないかと、こう思います。

それとあと、特養サテライトその他については、同僚議員も同じようなことを後段で、これからの質問の中で述べられると思いますので、同僚議員にこの件についてはさらなる深く突っ込んだ議論をしていただきたいということで、私はここで質問を変えます。

3つ目でございますので、現在、凍結状態にある屠畜・食肉加工場の建設はどのようにすべきと考えておるのか、これを問いたいです。

前町長のときには、盛んに議論され、町民の血税を使ってまで調査をいたしましたよね。屠畜場・食肉加工場が残念なことに幕切れとなってしまった。佐藤町長には、凍結状態になったこの問題について、公約には述べておらんようですが、根釧の酪農家の経営にとっては重要で欠くことのできないことであります。避けて通れない、重要であるということ認識し、新しくなられた町長の、この酪農に対する、この屠畜場に対する所見と、このことを伺いたい。よろしく答弁のほどお願いします。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、櫻井議員の現在、凍結状態にある屠場・食肉加工場の建設はどのようにすべきと考えているかのお尋ねにお答えいたします。

議員ご案内のように、平成30年1月30日開催の町議会全員協議会の場において、屠場の建設は、釧路・根室農協組合会長会の決断を尊重する形で一時凍結すること、また、環境が好転する見込みが生じたときには設置に向け協議を再開したいとの意向もあわせて示されたことをご報告させていただいていると思います。

私は、公約の中には記載はしていませんが、選挙期間中、多くの方々から、屠場については非常に大事な施設なのでということで、いろんな方からアドバイスをいただきましたので、その中でもお話をさせていただいたのですが、本町としては、酪農産業が基幹産業と位置づけられている釧路・根室管内においては、畜産業の振興には欠かせない施設という認識には変わりなく、引き続き関係機関、団体、さらには両管内の自治体へ継続した情報収集に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 私は、このマニフェストの中に屠畜場の部分がないと、これは印刷忘れでもしたのかなというふうに思っておったのですが、改めていろんなところを、町長選の中で地域を回られて、いろんな方々から、この屠畜・加工センターについて、屠畜場についてお話があったということで、改めて認識を新たにしたいというお話なので、ぜひ、今、凍結状態にあるということですから、凍結はいつか解凍できると、解かすことができるのではないかと、こう思うわけです。その解かすきっかけを早く模索し、JA並びに町村と手を携えながら、これに邁進していただきたいと、こう思うのですよ。

いまだに根室管内においては東藻琴のホクレン系の屠畜場に運搬していかないとならない、また、釧路管内においては帯広に搬送していかないとならないと、こういう現状が続いているわけですから、一刻も早く、この農家から出てくる牛あるいは飼育している標茶ブランドの牛も含めて、地元で何とか屠畜場を再度検討し、現実のものとしていただきたいなど、こう思うわけです。

もう一度伺います。いかがでしょうか。私の考えに賛同していただけますか。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

この件につきましては、既にホクレンの役員を訪問した際にも、何とか標茶町で、凍結にはなっているけれども、情報収集しながら解決の糸口を見つけていきたいという話もしていますし、管内の首長、それから根室管内の首長さんとも何とか情報をいただければという話を既にもう始めていますので、何人かの方からは話は伺ったりしていますので、ただなかなかこれから非常にハードルが高い一度凍結した部分を、櫻井議員の言うような、解凍するには、かなりのエネルギーと何らかの変化がない限り、かなり難しいハードルだということは、いろんな方々から言われていますので、私ども可能な限り情報収集をまずは進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 限りなく努力をするというお話でした。

1つ、「断じて行えば鬼神もこれを避く」という言葉がありますよね。佐藤町長ならできると思いますよ。頑張ってくださいや。ぜひとも形にしていきたいと思います。これが根釧酪農の切なる願いだと、再生だと、そう思いますので、よろしく願い申し上げたい。

これで4つ目に行きたいと思います。

国道391号線のルルラン通りの案内標識の早期設置を望みたいというお話でございます。

以前の定例会でも、危険性を示しながら設置要望をしまいましたが、今は小さな立て看板が1枚あるだけです。ルルラン通り入り口手前80メートルとかと書いている白い看板ですね。そうではなく、まともな標識を欲しいのですよ。こんなもの、まともな標識と言えない。ですから、正規の標識を早く、速やかなる設置、早く設置していただきたい、こう考えているのですよ。

以前も話しましたので、わかっていると思うのですがけれども、関係機関との話というのはどこまで進んだのか、これを改めて問うていきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、櫻井議員の国道391のルルラン通り案内標識の早期設置を望むのご質問にお答えいたします。

新五十石橋開通に伴い、つけかえられた町道ルルラン通りと国道391号の交差点につきましては、昨年12月から供用が開始されましたが、道路利用者から、国道からルルラン通りへ左折する際、交差点の位置がわかりにくく、見落としをしまい危険であるとの声が多くあり、対策について、国道の管理者であります釧路開発建設部と協議して対策を実施してまいりました。その中で、議員ご指摘の案内標識の設置についても検討された経過があります。

まず、一般道路に設置されている青色の案内標識ですが、道路利用者へ目的地と方向を案内する目的で道路管理者が設置するもので、法令により、様式や設置場所などの設置基準が定められており、路線ごとに統一性のある整備が必要とされております。

国道391号の釧路一標茶間において設置されている案内標識は、釧路市から標茶町を目的地として向かう車両に対して、国道391号を直進する案内に統一し、連続性を持って整備されて

いますが、ルルラン通りとの交差点へ案内標識を設置した場合、国道の直進とルルラン通りの左折、両方向とも標茶市街方面を案内することとなり、標茶町を目指す運転者へ混乱を与えるのではないかと懸念から、案内標識の設置については見合わせ、国道を走行する車両へルルラン通りの入り口となる交差点の位置を認識させるための手段を主としていることとなり、現在まで、国道側へ交差点の手前にルルラン通り左折の予告標識、右折車注意の警戒標識、ルルラン通り入り口の案内標識、町道側へ地点案内標識を設置し一定の効果は上がっている一方、いまだ不十分であるとの声も寄せられております。

町道ルルラン通りは、利用者も多く、通行の安全は重要な課題であります。今後も、道路利用者の意見を聞きながら、国道からルルラン通りへの通行が円滑に行えるよう、引き続き対策について道路管理者間で検討を重ね、実施してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 国相手に交渉せんといかんという、また、国は国で一つの決め事があると、そういう中で、なかなかルルランのこの案内標識については難しいということは、私も開発建設部や何かにも問い合わせしていますので、わかっております。

ただ、ルルランのほうから391、国道に出るときはちゃんと案内標識はあるのですよ。左に行けば標茶、右へ行ったら釧路よと、青い看板が出ているのですよ。それを逆にすればいいだけの話ではないですか。

また、標茶が2つある、標茶は2つないのですよ。看板に標茶、標茶と書いても、南標茶回りで標茶に入るのか、そのままルルラン通りを通過して駅前には抜けて中標津に行く標茶もあるのですよ。南標茶を通る標茶は摩周方面とか、川湯方面とか書けばいいではないですか。ルルラン通りを通る標茶は、そのまま走っていけば中標津に行きますよ、別海に行きますよと、そうやって書けばいいではありませんか。知恵を使ってください、知恵を。頭を使えばいいのですよ、そういうことは。役所とそういうふうには交渉してほしい。お上に対して、はい、わかりましたでは、これではやっぱり住民の負託に応えるということには相ならんのではないかと。町長が新しくなったのだから、俺はやるんだと、そういうところを見せてください。ぜひお願いいたします。

○議長（館田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 実際に開発建設部のほうと私のほうが交渉してまいりますので、私のほうから経過も含めてご説明申し上げます。

町長答弁にありましたけれども、青い大きな案内標識ですが、交差点に立てられておまして、目的は、交差点に交差する道路の方向、そして目的地を表示すると、そして一般の運転ドライバーに目的地までの道のりを迷わせないで通行させると、それが大きな目的として持っております。その中でちょっと、町長の答弁とダブりますけれども、標茶—釧路間については、標茶に向かってくる車には、国道を真っすぐ行ってくださいと、直進してくださいという案内を統一して表示しております。標茶に入りましたら、もう標茶に入っていますので、塘路の手

前、そこからは標茶市街を案内して表示しているところをごさいますて、その連続性が、ルルラン通りに看板をつけますと、標茶市街を両方向に表示しなければならないと。

議員の質問の中で、表示方法いろいろ考えられるのではないかとということでありましたけれども、その中で標識につきましては、一応道路法に基づきます法律がありまして、標識令というもので、どのようなものを目的地として表示するか、そういうところも決められております。その中では、まず一番に市町村名、あと不特定多数が利用する公共施設と、そういったものを表示しなさいと、そういうふうに決められておりますので、そういった連続性と表示しなければならない、案内標識に表示しなければならない、そういった規則を総合しまして、ルルラン通りの交差点には標茶市街としか記入するものがないのではないかと、そういう協議の中の結論をごさいますて、その結果、ルルラン通りの交差点については、方向、目的地を案内する標識ではなく、ここがルルラン通りの入り口ですよということを通行してくる自動車に、運転者に案内、どうやって知らせるか、そういうことを重点的に考えた標識を設置しようと、そういう考えに至りましたので、今、そういう方向で開発建設部と協議を重ねながら、今現在の標識は小さくて見えにくいという要望も確かに聞こえておりますので、さらに大きくすればいいのか、設置の位置を変えればいいのか、そういう形で協議を進めていきたいと、そういうふうにごさいますて、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 公共施設を目標というのだったら、標茶駅というふうにごさいますてもいいのではないかと、そして別海、中標津方面でもいいと思うのです。だから、方法、手段は幾らでもあると思うのですよ。また、今、課長がおっしゃられたように、新たな青板が無理だったら、知恵を絞りながら、開発と協議しながら何らかの形でわかりやすい標識というお話でしたので、そうしたら、そのことをご期待申し上げて、ぜひそれを形にしてください。

あそこは、朝日が上がってくると暗くなって、冬、これから凍結するところなのです。何回もあそこで転落事故とか追突事故が起きて、警察も一生懸命旗は振るのですけれども、警棒を出したりなんかするので、日が入らないものだから寒くて震え上がっているぐらいの、そこらぐらいしばれて危険なアイスバーン状態になるところですから、ぜひとも早くこれは実現していただきたい。地蔵さんが建ってから皆さんで合掌してごめんなさいでは遅いわけですから、早く物事を進めていただきたい、こう思います。

以上をもちまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 以上で1番、櫻井君の一般質問を終わります。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君）（発言席） では、私から簡潔に2点お伺いをいたします。

1件目は、中茶安別小中学校の駐車場の整備ということでお伺いをいたします。

中茶安別小中学校は、昭和4年開校以来約90年の歴史があり、多くの生徒が社会の中に旅立っており、地域発展のかなめとなっております。しかし、近年の社会情勢の中、近隣の小中学

校は次々と統廃校となっております。ちなみに、昭和44年には下茶安別小学校の廃校、59年には北片無去小学校の閉校、さらに、平成に入りまして、平成14年には上茶安別小中学校の閉校、さらに近いところでは、平成28年には阿歴内の小中学校が閉校となっております。

本町の東部地域で言えば、存在する小中学校は中茶安別のみとなっております。開校以来、本校舎は数回の増改築、そして防音事業、改造等を経て安心・安全で快適な校舎となっておりますが、駐車場の整備がなされていないといっても過言ではありません。今後の整備計画等を伺いたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 11番、本多議員の中茶安別小中学校駐車場整備についてのお尋ねにお答えをいたします。

ご案内のとおり、中茶安別小中学校につきましては、この間、防衛省の防音事業により、平成13年に校舎の防音改造工事、平成27年に講堂の防音改築工事を実施し、学校施設の環境整備に努めるとともに、駐車場につきましても、講堂の改築工事終了後、学校との協議を経て、平成28年8月に駐車場一帯の路盤整地と切り込み砂利等の搬入による整地工事を実施し、一定の環境改善を図られたものと認識をしております。

議員ご指摘の今後の整備計画につきましては、他の学校、教育施設も含め、緊急度、優先度等を考慮し、学校設置者である町側と協議を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） 本多君。

○11番（本多耕平君） ただいま教育長からご答弁いただきました。その中で、前段申し上げなかったのですが、私は喫緊の課題としてという意味を込めて質問したつもりでございます。特に教育委員会、さらには町行政のほうも十分、中茶安別小中学校の駐車場等については理解をしております。

その中で、特に地域行事については、ほとんどがあそこの改善センターで行われるわけですが、駐車場の狭いことから、特に葬儀等々については、例えば学校の駐車場を利用してもらうとか、さらには学校開放が、ご案内のようになされています。教育委員会の理解もあって、夜間の学校開放のときには、正面玄関を使わずに、体育館のところに入り口をつくっていただいたという地元の声がありますけれども、ということですか、本校は校長、教頭以外の教職員全てが通勤です。したがって、ご案内のように、常にあそこには十二、三台の車がとまっております。

先ほど教育長の答弁の中で、駐車場の一部整備をしたというお話でございますけれども、かなりのでこぼこいいますか、雨降りには水がたまるとか、さらには、昨年、水道工事が何かあったのか、マンホールを設置して、校長にお聞きいたしましたら、十何センチか表面から出ているので、特に除雪のときに、建設課のほうの大型機械が入ることによって、幾度か学校のほうで業者というか、運転手の方に場所を提示しながらお願いをして、いわゆるそれを注意し

ているとか、あるいはまた除雪するときに、見ればわかるように、舗装になっていますと、雪を押しときにきれいに押すのですけれども、砕石ですから、当然きれいにすると砕石も持っていくのですね。

したがって、よく水がたまるのと、環境的に、あそこはとにかく重要な住民のかなめの場所でございますので、ぜひ、私は各町内の学校を見えていますけれども、かなり皆さん駐車場を整備されています。国道のそばでもあります。あそこにはすばらしい老人クラブがつくる庭もがございます。道道の交差点でもあります。したがって、私は、喫緊の課題として、教育委員会あるいはまた町のほうの管理する立場の中で、舗装の整備ということ、単なる地ならし程度ではなくて、やはり舗装整備をぜひ早い時期に、そろそろ31年度の予算もまとまってきたことであらうでしょう。ぜひとも追加の中で整備をお願いしたいということをもう一度お願いをして、この件を終わりたいと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（館田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

議員ご指摘の部分は重々理解してございます。ただ、ご理解をいただきたいのは、学校施設整備の中で、基金を使いながら一定程度の学校関係の施設整備、環境整備をしている状況でございます。先ほども申し上げたとおり、いろいろな課題が各学校にございまして、その緊急度あるいは優先度を含めて、私どもはそれぞれ進めてきている状況であります。地域の行事等を含めて、あるいは学校開放含めての駐車場の活用については、それぞれ町側の部分も含めて関係しますので、十分協議をしていきたいというふうを考えておりますけれども、最終的な舗装までとなると、面積的にかなりな予算の部分が必要となります。そういった部分で、いろんな各学校の緊急度を含めて、それぞれ協議を進めていきたいと考えております。

先日も、中茶安別の砂利の部分を一定程度、冬を間近に控えた、砂利を入れて一定程度の転圧をして改修を、一部ですけれども、してございますし、ですから緊急度の度合いを含めて、応急処置を含めて、それぞれ支障のないような形で少しずつやって、大きな金額は、かかる分については優先度あるいは緊急度を含めて考えていきたいと思っておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 本多君。

○11番（本多耕平君） 十分理解をした上で、再度お願いといたしますか、話しておきます。応急処置ということでは、もう済まない。あそこはやっぱり恒久的な処置をしなければ、私はならないと思っています。多分、教育長あるいはまた教育委員会のほうでは、現場を見たときに、そのように理解するかと思っております。

もう一つ、実は、これは大変厳しいことかと思うのですけれども、駐車場の出入り口が大変厳しいですよ、あそこね。道道側は、あそこの信号の横断道路の入っているところから入っていかなければならない、あるいはまた国道から入る場合には、中標津のほうから来たら、上りに向かって交差点手前の15メートルか20メートルぐらいのところしか駐車場がない、非常に

あそこの駐車場の出入り口が、これはやっぱりなかなか、相手は国なり道なりのことですから、うちでは無理かと思うのですけれども、それも踏まえてやっぱり危険度というのは、私あそこにあるかなという気がするのですけれども、そのことも踏まえて、ぜひいま一度、駐車場の整備も兼ねた中でのご検討をお願いしておきます。

次に、これもまた同じく環境整備でありますけれども、2番目になりますけれども、たんぼぼ保育園の舗装整備についてということで、同じような関連ですのでお聞きをしたいと思います。たんぼぼ保育園の前面、そして駐車場の整備であります。昭和55年、季節保育所から常設保育所が設置され、35年余りが経過しておりますが、指摘場所、すなわち駐車場と前面ですが、その場所を早く舗装すべきと思いますが、所見を伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、本多議員のたんぼぼ保育園周辺舗装整備についてのお尋ねにお答えいたします。

たんぼぼ保育園周辺につきましては、水はけが余りよいと言えない環境にあり、雨が降った後は、特に玄関前において水たまりができる状態にあることは承知しております。

議員ご指摘の前面及び駐車場の総面積は640平米となり、整備費用が相当かかることから、優先順位等を勘案すると厳しいものがあると現時点では判断をしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 本多君。

○11番（本多耕平君） さて、こうなると私も少ししつこくなりたいたいのですけれども、ここに書いて、私申し上げましたように、昭和55年です、いわゆる昔の公民館の季節保育所から、あそこに常設保育所が建ってやっているのはですね。

それで、今、町長がお答えになられましたように、十分理解をしているということであれば、子供たちが保育所に入っていくときに、玄関先に水がたまっている、雨が降ったら保育士は常に保育園の玄関に長靴を置いているのです。雨降りのときは、私たちはみんな長靴を履くのです。そういう条件下を十分理解して、これはやっぱり、町長、早速ですね、当然、私がこういう質問をした中で、担当所管のほうでは現地を多分見に行ったと思うのです。そんなことも踏まえながら、これはやっぱり環境整備はしないといけません。640平米、幾らかかるのですか、多額がかかるといいますけれども。

そんなことも踏まえれば、先日、課長にもちょっと話をいたしました。課長のほうから、まことに申しわけない私言い方ですけれども、地域会あるいは父母会から議員にそういう要求あるのでしょうかと言われました。私は早速、課長に言いました。行政として陳情をなくする行政が私は基本ですよ。住民から言われないとそういうことをしないというのは、課長、考えていただきたい。課長、申しわけないね、実は私そのときそういう話をいたしました。そういうことから考えれば、先ほどの教育委員会もそうです。確かに大きな予算がかかるでしょうけれども、やはり行政としては、住民あるいは町民の陳情要求があって初めて動き出すのではなく

て、私は、いつも言っているように陳情なき行政をぜひ目指していただきたい。

そんな意味で、いま一度、町長、640平米、幾らかかって、町財政が厳しいからできないのですか。それはわかっていましたと言うのだから。であれば、今ここで言われたのであれば、さらなる建設的な私は意見をいただきたい。

○議長（舘田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） ただいまの質問にお答えいたします。

あくまでも概算でございますが、この前面及び駐車場の面積を全て舗装した場合には、おおよそ850万円かかるというふうに踏んでおります。

先ほど、町長も優先順位等を踏まえてという話でございましたけれども、今後、ほかの地域の保育園等もかなり老朽化してきておりまして、まずは本体のほうの修繕等を優先的に考えながら、計画にのっとり順次進めていきたいと思っておりますので、外構の部分については、そういった面ではちょっと何とか後のほうにというふうになるかと思っておりますけれども、その辺をご理解いただきたいと思っております。

○議長（舘田賢治君） 本多君。

○11番（本多耕平君） 私はプロではないですから、この850万円が安いとか高いとかということとはよく理解できませんけれども、どうしてこうやって公共的な事業は高いのでしょうか。私、不思議でならないのです。農家でもかなり自宅の前、環境整備で舗装をしていますね。あれを事業でやると、とんでもなく高いのです。自己資金でやると、その半値以下でできるのです。そういう私は仕組みはよくわかりませんが、この850万円というのは、やはり公共的な施設の中での計算から出てくる850万円、つまり試算が出るのでしょうか。例えば、これをA社、B社、C社の、入札までいかないにしても、見積もり合わせでは、ほとんどこれになるのでしょうか、850万円という金額になるのでしょうか。

○議長（舘田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

先ほどの概算でという話で申し上げましたけれども、本町の担当のほうにご相談申し上げて、道単価等々を含めて積算していただいた結果が850万円ということでございます。

やはり公共施設等を整備する場合には、ある程度基準に基づいて長期間耐え得る整備が必要だというふうに考えておりますので、例えば簡易舗装であるとか、そういった面ではかなり経費は浮くと思うのですが、余り長期にわたってもつというふうになりませんので、ある程度やるからには相当の構造的に高いものを目指しているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（舘田賢治君） 本多君。

○11番（本多耕平君） 少し本来から逸脱すると余りよくないことだと思いますので、私、最後の意見として申し上げておきます。

最初の学校の問題あるいはまた2番目の保育園の問題、とにかく現状としては、急いでやる

べき喫緊の工事としていただきたい、いただきたいと以前に私が議会で言うと、議員からの話は全てお願いに終わっているから、やれというふうに言えというふうに実際言われたことがありました。私からのお願いということではなくて、ぜひ行政としてすべきだということをおこここで話をして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（館田賢治君） 以上で11番、本多君の一般質問を終わります。

5番・黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君）（発言席） 私は、牛乳集荷道路の整備が必要であるが、計画はどのようになっているかについてお伺いいたします。

町内の農道は、集乳路線が整備されて、町内くまなく舗装され、酪農振興に貢献してまいっております。標茶農協が統合されたのは昭和50年で、その当時は500戸を超える酪農家が集乳していた時代と今日になってからでは状況が変わってきております。現在は、法人も含め230戸の酪農家に減少してきているが、年間15万6,000トンを生産、維持してございます。ここで、私道として扱われている未舗装道路を、側溝のある、畑よりも路面が高く、20トンの集荷牛乳ローリーが通行できる生産事業道路としての位置づけが必要だと思っております。集乳の効率化と貴重な牛乳が、この幅広い農道並みの私道が整備されれば、その生産乳が守られると思います。具体的には、阿歴内地区では4戸の、これは長い私道という意味で4戸ぐらいの路線と、弥栄にも1戸が見受けられるので、この地区の対策が急がれると存じます。

私の私案では、中山間事業の共同取り組み等で検討されてはどうかということで質問をいたします。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、黒沼議員の牛乳集荷道路の整備が必要だが、計画はどのようになっているかのお尋ねにお答えいたします。

議員ご案内のように、平成27年度より、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するための中山間地域等直接支払制度が、恒久的な法律に基づく制度となったことは既にご承知だと思います。

私道を、中山間事業の共同取り組みとして改良舗装工事に取り組んではどうかのお尋ねですが、個人も法人が加入し組織する標茶町中山間地域等直接支払制度推進協議会では、地域の共同取り組みの事業の一つとして農場周辺整備事業があり、私道の舗装化にも取り組んでおります。その舗装方法につきましては、簡易なものから、またも改良舗装まで認められるのかの具体的な取り決めにつきましては、それぞれの地域あるいは中山間推進協議会で決定するものと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 私も、昭和50年から酪農振興会、地元の振興会の役を20年以上やっておりますので、当時、磯分内では、バルクが50年から、今のような大型ではないですけど

も、1トンとか2トンとかの小型のバルククーラーが全戸に入るようになりまして、酪農振興会が挙げて町にも働きかけ、自分たちも近くの黒ボクとか、山砂等を安価に運搬業者に依頼して、何年もかかって、数年はかかったと思うのですけれども、全域舗装を行いました。

したがって、特に2地域を挙げましたが、ほかにもありますが、この地域で、この磯分内で私たちが経験したようなことがあったら、酪農振興会とか、その地域会で要望がまとまって、今度はあなただと、来年はあなただというふうに、数年かけたら、この私道の、生産道路に位置づけされる私道については解決できていくのではないかと、私はそういう地区をお伺いするたびに自分の地区と比較してちょっと考えを思い出して、何とかこの地域で、いろんな地域会なり酪農振興会があるでしょうから、そのリード役は町がやはりきっかけを、私、磯分内の経験を言いましたけれども、事務局側として、そういう立場からしてほしいなど。

だから、黙っていれば、個々の人は忙しい忙しいでもう1年たつのはすぐですから、でも、今、本当にタンクローリー、例えば大きな法人がやっているところの集荷は1台のローリーで間に合わないぐらいの牛乳を2回も運搬しているそうですから、それと積み合わせも農場ごとにやっている実情を私は聞きますと、昔の6トンローリーとは全然違いますから、もう重量もそうだし、路盤が今の砂利をちょっと入れたぐらいではもちません。もう3月、4月には本当に大変なことになるのではないかなと思います。

それと、あと餌を運んでくる、これは配合飼料ですけれども、これもまた20トン以上の重さですね。凍っているときは全然何でもないけれども、春先になっては大変だと。それとあと、私道であるがために、そこの農場のご主人は、牛乳集荷が、例えば7時から集荷されますから、7時半に集荷車が来るといったら、搾乳を家族の人にお願ひして、自分がトラクターに乗って除雪していると。やっぱりこういう苦勞していることを、私が今お話ししましたけれども、やっぱり早急に、牛乳が昔と違って2倍ですから、1戸当たりの生産牛乳が。あと、また、雪印メグミルクのPRもなのですけれども、2021年に4年工事で3階建ての立派な加工施設が完成する、それまでに私も、このタンクローリーが手こずらない、あずらないような道路をひとつ考えてほしいと。もう一度、これについてのお考えを伺って質問を終わります。

○議長（館田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもございましたように、中山間のほうで検討できないかということだったのですが、今現在、中山間の事業においては、地域での話し合いによりまして決められた集落協定で定める活動であれば、地域でのさまざまな共同取り組みとして利用できるというふうになっております。その中に、先ほど言いました農場周辺整備事業というのが認められておりまして、これについては、私道の舗装化もやっているというふうにお聞きしております。

ただ、先ほど、結構、簡易的な舗装が多いというのをちょっとお伺いしたのですが、議員お尋ねの改良舗装まで認められるかについては、地域の話し合いですとか、協議会のほうに伺っていただきたいなというふうに考えております。

○議長（館田賢治君） 黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 今、担当のほうから詳しい話を聞いて、私もそうだろうというふうに理解できます。

でも、中山間事業がうたわれてから、私は10年ぐらいになるのではないかと思います。いろんな事業を展開して、地域では本当に見る見る環境がよくなっていますが、この生産道路に補助事業も向けられることが、私はかなり今の国の農業に対する支援のあり方でも正しい道ではないかなと思っていますので、よろしくご検討して、この事業を何とか前に進めてください。

終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で5番、黒沼君の一般質問を終わります。

2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君）（発言席） 既に通告しておりますけれども、私は、町立病院内に眼科と整形外科の新設をということでお話をいたします。

町民の高齢化が進み、非常に多くの方が釧路の病院に通っているため、せめて週に1回か、月に何回かの診療ができないか。そのことにより、手術をした後も、薬だけの場合は標茶でももらえるようにするとか、また、手術をされるときも、その医師が標茶にいることによって、紹介状をもらってどこどこに行きなさいということで発行してもらうことにより、非常に時間的なロスが短縮されるということもありますので、それとまた高齢化に伴い、車で釧路まで何回も通うということが非常に大変な部分があると思いますので、この点について、医師の確保は非常に難しいだろうというふうに聞いていますけれども、何とかできないのかお伺いしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、後藤議員の町立病院内に眼科、整形外科の新設をとのご質問にお答えいたします。

本町は、近隣の病院に行くまでも距離が遠いという状況にあり、通院にかかる時間や費用、身体的な負担など、その解消を求めるニーズが多いことから、過去にも関係大学に医師派遣の要請を行ってきた経過がありますが、その際には、医局内の人員の不足により、現実には至らなかった経過もございます。高齢化が進む中で、通院の負担軽減を図ることは、本町に住み続けたいと願う町の皆さんの切実な問題であると認識はしているところでございます。

一方で、医師確保につきましては、先ほどの一般質問でも答弁申し上げましたが、大変厳しい状況が続いているという状況には変わりはないということをご理解いただきたいと存じます。

専門医になりますと、ますます需要に供給が追いついていないという状況があり、道内の都市部でも、そういった状況であると伺っております。かなり困難な状況ではありますが、声を上げていかなければ可能性はないわけであり、今後も医師確保とあわせて、例えば週1回や月1回など、その実現に向け検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 後藤君。

○2番（後藤 勲君） 今の町長の話では、それなりに重要に考えているということがよくわかりました。

結果的には、ここにも書いてありますように、やはり目の薬だとか、整形というのは、そう緊急度がないということもありまして、だから月に1回なり週に1回でも、2回でも来てもらえるというような形の中で対応できるということだと思いますけれども、今の町立病院の内科だとか、そういうものの医師の派遣とは違って、何回でもいいという形の中でやれる状態だろうと思います。

また、目については、1週間なり10日なりの薬を釧路に行ってもらってくれば、わざわざ今度10日たったなら10日たって釧路に行って薬だけもらって帰ってくるということは、標茶でもできるのではないかという安易な考えなのですけれども、そういうようなことと、また、整形についても、高齢化が進んで非常に、私もそうですけれども、膝だとか腰が痛いということで、釧路にわざわざ行ってみたものの、湿布薬でいいのではないかとか、飲み薬でいいのではないかというような状況の中だったとすれば、高齢化が進み、車を運転することも非常に大変な中、また、娘がいないから、息子がいないから釧路に行けないとかという人がよくいるわけですが、その人たちのためにも、そういう簡易なものであれば、標茶に1回でも来ていただければ、診てもらふことによって何回も通う必要がないというふうに考えていますので。

とりあえず、いろいろ皆さん方から、新しく町長なられたわけで、この医療に関しても相当、さっきから聞いていると前向きな話がたくさん出ていますので、ひとつ期待していますので、何とかできるだけ速やかにやっていただきたいと、そういうことで終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で2番、後藤君の一般質問を終わります。

6番・松下君。

○6番（松下哲也君）（発言席） 私は、町立病院の空きベッド活用法はということで、質問をさせていただきます。

今回の町長選で、町長は重点政策中、安全・安心な暮らしを守るという項目で、町立病院空きベッドを特養サテライトでの活用を検討しますとの公約を掲げております。先ほど櫻井議員からも関連した質問が出ておりますけれども、あえて私のほうからも質問させていただきたいと思っておりますし、また、先ほど施政方針の中でも述べられておりました。

昨年度の9月の定例会において、厚生文教委員会の所管事務調査で「病院の空きスペース」を活用したサテライト型小規模特養の設置に関しては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、介護医療院の創設を含め検討を図るべきであるとの中間報告書を出させていただきました。

2018年度の介護報酬改定で4月から「介護医療院」が新たな介護保険施設の枠組みとして創設され、要介護者を受け入れ、長期療養やみとり、日常的な医療的ケアに対応し生活の場としての機能を重視するのが特徴で、道内で9月1日付で、現在では北海道では4施設が開設され

ております。

この空きベッドの活用という中では多くの課題があるということも認識しておりますし、また、それに向けた検討もされていると思いますけれども、あくまでも町長は特養サテライトの方向で行くのか、介護医療院を含めて考えていくのか、そこら辺の、柔軟な対応をとっていくのが必要だと思いますけれども、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、松下議員の町立病院空きベッド活用はとのお尋ねにお答えいたします。

私が掲げた公約につきましては、平成27年度から29年度までの計画となる第6期介護保険事業計画の策定に向けて検討する中で、本町において医療機関を退院後、施設入所までの中間的施設がないことへの対応とあわせて、やすらぎ園の待機者削減にもなるとの考えから、病院の空きベッドを国の基準に違反せず活用でき、介護保険料の増額を最小限に抑えることができる施設設置に向け、種々検討を重ねてまいりました。結果としましては、平成29年3月に策定しました標茶町立病院新改革プランにおいて、病床削減後の空きスペースの利用として、特別養護老人ホームやすらぎ園のサテライト施設として検討し、第7期介護保険事業計画で整備を目指すこととしたところです。

しかし、介護保険制度は、議員ご承知のように毎年のように見直しがされ、その中で平成30年度から介護医療院が新たな介護保険施設として創設されました。双方の大きな違いは、サテライト施設は原則要介護3以上の方が入居でき、ついの住みかとしての役割を持ちますが、医療ケアには対応できておりません。一方、介護医療院は要介護1以上で医療ケアを必要とする方であれば入居でき、一時的な居住として医療ケアが不要になった際には自宅や特養に移ることができることにあります。また、病院側の課題としては、同じフロアに違った性質の施設が混在することで、感染症が流行した場合における対策の難しさが挙げられます。過去からの経過を含めて、いまだ解決できていない多くの課題に対し、どのような解決方法があるかを探りながら、どちらに重点を置くべきなのかを見出し、対応を図ってまいりたいと考えております。

いずれにしても、財源の確保、人材の確保が一番の課題でもありますので、その部分も加味しながら、公約の実現に向け努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 松下君。

○6番（松下哲也君） 今、町長のほうから柔軟な対応をしていくということで、この件につきましては、あくまでも病院の空きベッドの活用法という立場で考えていくと、やっぱりこういうことになっていくのかなとは思いますが、では、その空きベッドを今後の人口の動向、また、待機者の数、そういうことから予想していくと、本当に病院の空きベッドをこういうことで活用するのがいいのかどうかということは、これはまた別な議論かなと。いわゆる介護保険が上昇、当然やすらぎ園の定員の問題、定員をふやしていくのか、それとも、やすらぎ園のほうの定員を減らしてその空きベッドのほうへ移すのか、そういうようなことも多分議論の対象にな

ってくださるし、今後、検討していかなければならない部分かなと、そんなふうに思っております。

あと、当然、介護施設というのは、やはりマンパワーが必要な部分であるということでは、幾らやりたくても、なかなかそれだけの人員を確保するのが非常に難しい、そういう分野だなと、そういうふうに思っておりますので、まだまだ検討しなければならない。それで、先ほど来言われている、同一フロアで共有するスペースが本当にいいのかどうなのか、また、それをきちっと確立するようなことにするためには、やっぱりかなりの工事費がかかる、そういうことではまだまだ検討していかなければならない部分が数多くあるかなと、そういうふうに思っております。

ただ、あくまでも特養のサテライト型でいくのか、また、介護医療院、病院は退院はしたけれども、そのまま家に戻って生活するのが非常に無理かなと、そういうような人たちを受け入れる場所ということも、この介護医療院の中には含まれていると思いますので、ぜひとも柔軟な対応をとっていただくことを改めて求めたいと思いますけれども、町長にそこら辺のことを再度伺いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

現時点で議員のご心配な部分については、サテライトにいくのか、介護医療院でいくかについての結論は、今時点では出しておりません。あわせて福祉施設、将来的にどういうふうにするのか、やすらぎ園の、今100床ありますけれども、それがどうなのかとかを含めて、総合的に将来的な病院が、今、医療の再編も始まっていますので、最終的にどこまで町立病院に、今は60床ありますけれども、そこが削減は可能なのか、人口規模を含めて将来的に検討しながら、その中でさらにあいているベッドをどういうふうに活用していくのかという部分の中で、結論を出していく方向なのかなというふうには理解していますので、少し時間のかかる部分もありますが、ただ、待機者もいるという状況の中で、何とかできるだけ早い時期にやれるところから結論を出していくという考えでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 松下君。

○6番（松下哲也君） 十分な検討、何しろ検討する課題が数多くあると思います。十分な検討を重ねて結論を、方向性を出していただければなと、そういうふうに思っております。

次の質問に移ります。

農畜産物加工センターの新築についてということで、質問させていただきます。

3月の定例会において「JAと連携し農畜産物加工センターの新築を」というテーマで一般質問をいたしました。町長の公約の中にもJAの加工センターの改修に支援、生乳プラントの整備を検討すると掲げております。平成元年にJAが建設した農畜産物加工センターは多くの町民に利用され、食生活の改善、地域コミュニティーの形成に大きな役割を果たしてきた。また、製造されたものは手軽な贈答品、町のPR用としても活用されております。

築30年近く経過し、明らかに老朽化が目立ち、内部の機器も故障、修理等が増加し、利用者に支障が出ていることも確かなことであります。町としても積極的な対応をすべきと質問させていただきました。どのような支援ができるか協議したいという答弁をいただいておりますが、その後どのような協議がされたかお伺いいたします。

ビジョンについては、経済団体と共有していると同っているが、新たな話題もあり、どう対応していくのか町長の所見をお伺いいたします。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、松下議員の農畜産物加工センターの新築についてのお尋ねにお答えいたします。

議員ご案内のように、この施設は平成元年にJAが整備したもので、建設から30年がたち、建物本体はもとより加工機械も老朽化が進み、それらの更新など利用者からの要望が寄せられていることは承知しております。

1点目のどのような協議がされたかのお尋ねですが、JAが下した決断を重視、それらに対する支援を行うとの考えに変わりはありませんし、具体的な支援策については事業計画が明らかになった時点でJAと協議をしたいと考えておりますが、現時点でJAから具体的な計画等が示されておられませんので、支援策についての協議は行われておりませんが、町民が手軽に畜産加工物を製造体験できる貴重な施設であることから、JAと今後の見通しについて協議をしてみたいと思いますので、ご理解をいただきたいと存じます。

2点目の新たな話題もありどう対応していくかのお尋ねですが、公約にもありますミルクプラントの整備、さらには道の駅の構想ともリンクさせた総合的な取り組みとなれば、新たな形での建設となる可能性もありますので、具体的な計画策定をJAを初め関係機関、団体と協議をし進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 松下君。

○6番（松下哲也君） 当然JAの施設で、補助事業でJAが建てました。それでJAが決断し、新たな計画が出された時点で、それについて対応していきたいというふうに私は受けとめたのですけれども、私が3月に質問したときには、あの施設、やはり農家だけではなく、一般町民の方が約3割利用されていると。いわゆる公共性が非常に高い施設になってきているということでは、これは自治体としても、ある程度関与していく必要があるのではないのかなということ、3月の段階で私はこういうふうに質問をさせていただきました。その中でいるんな、食育の関係だとか、そういうことで私はJAの幹部職員とも話をしましたけれども、今、改めて、どうも受けとめ方がちょっとずれているのかなというふうに思っております。今の段階では、当然これは町が建てるべきだ、いや、違う、支援だ。何かそこら辺がどうも今、私はJAとの関係がうまくいっていないのかなというような感じがしているのです。ただ、先ほど何回も言ったのですけれども、ビジョンは共有しているという中で、なぜ進まないのかなというのが私、常に疑問を感じているのですけれども、何か町で建ててほしいような、町がだめだった

らJA単独なの。JA単独だと何かまた一般町民の方が使いづらくなるような感じになってしまっているのではないのかなと。ですから、利用者が、3割以上の一般町民の方も使っているということでは、やっぱり公共性が高い施設ではないのかなというふうに私は捉えているのですよ。

そういうことで、ぜひ自治体が、町がどうそれに対して支援をできるか。町長は改修に対して支援したいというふうな公約を掲げられているのですけれども、ここでちょっと、これ質問通告した後に把握したので、通告外になってしまうかもしれないのですけれども、だめですか。

(何事か言う声あり)

○6番(松下哲也君) いや、ですから……、わかりました。

加工センター、期限がないのですよ。いわゆるHACCPの関係で、平成21年度までの期限しかあそこは使えない状況になってきました。加工グループ、50人以下の簡易型では可能なのですけれども、いわゆるあそこで作っている、販売している牛缶だとかミート缶だとかを販売しているのですけれども、そういう販売しているような加工施設は、HACCPの関係で平成21年度以降は認証をとら……

(何事か言う声あり)

○6番(松下哲也君) 平成、ごめんなさい、2021年度ですか。認証をとらなければならないような状況になってきていると。そういうことでは非常に急がなければならない部分が出てきたのかなというふうに思っているものですから、ぜひとも、確かに先ほど新たな話題と申しましたけれども、道の駅だとか、そういうことまで含めますと非常に難しいものが出てくるということでは、今の加工センターをいち早く改修するなり新築するなり、そこら辺の町のかかわり方がどこまでなのか、JAはどこまでやるのか、そこら辺は早急な話し合いが必要かなと、そういうふうに思っていますので、ぜひとも取り組んでやっていただきたいなと思いますけれども、そういったことも含めまして再度お伺いしたいと思います。

○議長(館田賢治君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君) お答えしたいと思います。農協の加工施設、現在の施設は農協さんのもので、それに対してどういふふうに支援していくかというような部分のイメージをちょっと持たれての質問かなと思うのですけれども、基本的に私は、今、農協さんが実際に使っている例えば牛缶とか、そういったものは農協さんがこれからさらに拡大をしていけばいいのだろうなと思っていますし、さらに町民の多くの方があそこを、地域の方も含めていろいろな方が利用されている、その分については、非常に希望が多いですので、私もいろんなところで会うたびに、ぜひ加工センターは早くやってくれと常に言われていますので、それについてはそれを使えるような体制を、やはり町が何らかの形の支援を行いながらやっていくべきだろうなと思っていますし、あともう一つは、例えば地元で新たな商品開発を含めて、自由にそういう使える場所が今までもないというのが事実でありますので、そういった研究の場がその中で展開できないかというのを1つ思っています。

それから、もう一つぜひたくを言えば、標茶高校のGRASS LANDシリーズを、私は

量販したいなと思っています。そういうものを例えば別会社を使いながら、高校のレシピをいただきながらつくり上げていく、それをまた標茶高校にも一部循環させていく。高校生がそこで製造販売を一緒にやったり、新たな商品開発をしたり、かなり多目的な形での加工センターを実はイメージしていますので、その中に町が農協さんと協力をしながら、どの分野がどうというのはまだまだこれから先の話だと思うのですが、町が支援する部分、農協が独自でやる部分含めて、さまざまな農水関係の補助制度もごございますので、そういうのを有効に活用しながら早い時点で形をつくっていききたいなと思っていて、その辺についての基本的な考え方については、農協の幹部の方とは話をしていますし、具体的に協議の場を早くつくりましょうということになっていて、標茶町におきましても農林課中心に関係する課でプロジェクト的な受け皿をつくりながら、農協と協議をできるだけ早く進めていきたいなということで今やっておりますのでご理解をいただきたいのと、HACCP等につきましても、研究しなければならない、最終的にいいものをやはり売っていくにはそういったことも視野に入れなければならない状況があるのだろうな、簡易的につくれればいいというのは、一般家庭で使う部分についてはそういったものでもいいですけれども、やはりこれから商品として出していくについては、そういったことも視野に入れながら、HACCP対応でどのくらいラインが効果になるのか、そういったことは私まだ存じ上げておりませんが、研究しなければならない課題なのだろうなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（館田賢治君） 松下君。

○6番（松下哲也君） ぜひとも早急な協議をお願いしたいと思います。本当にこれはいわゆる厚労省の関係で出てきたものなので、農協のほうでも認識していることです。それで正直言って、あと2年半しかないのだというようなことで早急に、あのままでは今つくっている牛缶だとか、そういうものが製造して販売することが難しくなるというようなことが言われましたので、ぜひとも早急な対応をJA側と協議していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で6番、松下君の一般質問を終わります。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君）（発言席） 私のほうからは、3点ほど質問させていただきます。

1点目です。光ファイバーインターネット通信網の整備をということで質問します。

標茶町は、平成22年に光通信（Bフレッツ）や高速ブロードバンド（ADSL）で接続できない地域におけるインターネット接続のための無線LANインターネット環境を整備し、運用を始めました。

現状は、本町の一部市街地では光通信、いわゆるBフレッツが利用できますが、ほかの地域においては、NTTのADSLまたは無線LANインターネット環境によるADSL並みの通信環境です。

最近ですが、本町の基幹産業である畜産酪農業においては、酪農クラスター事業の推進等に

よって、搾乳ロボットの導入などにより搾乳時のデータが、ホストコンピューター、これはどうもメーカーのクラウドサービスがあるらしいのですが、そういうところに瞬時に牛乳が、例えば乳房炎に感染していないとか、そういうデータが瞬時にわかるそうです。わかった時点で、出荷できる牛乳なのか、それを瞬時に分けて搾るそうです。そういうデータがそのホストコンピューターにすぐ送られるそうです。今はそんな状況になっているというふうに聞きました。当然、その送られたデータを、搾乳している側、農家のほうは、閲覧や受け渡しを受けたいわけですね。そうすると当然、相互通信が図られる状況です。そういう意味では、営農管理の近代化が非常に進んでいます。

しかし、現状のインターネット環境では、通信速度の遅さや送受信データ容量の限界など、営農管理の近代化に追いついていない状況があります。また、私どもの商工業や一般企業でも情報収集や情報発信においては同様の状況が見られ、多くのデータをとろうと、または送ろうと思ってもなかなか時間がかかってとれない、もしくは送ってもプロバイダーではじかれる、時間がかかり過ぎる、そういう状況があります。

また、2年後には磯分内で雪印メグミルクの新工場が落成します。当然、あそこも聞いてみますと、近代化というか、オートメーション化が図られるということで、当然、光ファイバー等は絶対の条件となってくるのではないかと考えています。

そういう意味では、将来の本町の産業発展のためには、光ファイバーインターネット通信網の整備は欠かせないと考えていますので、所見を伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 3番、熊谷議員の光ファイバーインターネット通信網の整備をとお尋ねにお答えいたします。

本町におけるインターネット環境については、議員ご指摘のとおり、NTTにより整備運営される光回線が標茶市街地に、ADSLが磯分内、虹別、塘路の市街地に、そしてNTTによりブロードバンド環境が整備されなかった各地域においては、町が無線LANを整備し、インターネットを利用いただいているところでございます。

近年の情報通信技術は、超高速化、大容量化を可能とし、データ通信が普及する中で、光回線の利用を前提としたIoT（モノインターネット）が急速に推進され、あらゆるものが自動化され、高速回線を通してデータ処理されるようになってきておりますが、光回線以外のインターネット環境が脆弱な地域では、十分な活用はできていない現状にあることは、議員ご指摘のとおりであります。

また、引き合いに出されました現在進行形の設備投資のみならず、既存の設備もそうですし、インスマタル社の例があるように、施設誘致にも光回線が非常に重要な要素であることから、この整備については、町の元気を増すための喫緊の課題と認識するところであります。

一方、今後の光回線整備については、通信整備事業者であるNTTの事業としての整備は非常に厳しく、なおかつ整備費用は大変な高額になるとの見解もあることから、各種支援措置を

フル活用しながら、民設民営方式への助成や公設民営での整備あるいは公設公営での整備について十分に内容を検討し、どのような形で整備するのがよいのか、また、新たな接続方式を検討するほうがよいのか、今年度中に総務省の地域情報アドバイザーを招聘し、助言、提言をいただく中で検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（舘田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 今、町長が答弁されたことは私も十分承知しています。

それで、私の家もADSLなのですけれども、道路の向かい側に国交省が敷設した光ファイバーがあるのです。NTTにあればとれないのと言ったら、100万円かかりますと。毎月の接続料かな、それは別ですよ。そんな状況です。ですから、そういう国で敷設したものをうまく利用できればできるのではないかなと僕は単純に思っているのですけれども、あるところの話をお聞きすると、自分のところに引っ張るのが500万円だそうです。毎月の使用料が10万円。4キロ先では、光ファイバーが月の使用料が6,000円で使えているそうです。そんな状況です。

やはり情報というのは非常に大事な話で、光が入れば、これは双方向通信ができますから、家庭にいてお医者さんに診断を受けるということもできるわけですよ。そういうようなことから、非常に大事なものだと思っているのです。

前の官房長官だった河村さんが、たまたま鶴居で地域創生の講演をやりました。そのときに私、質問しました。うちの町は無線LANを選択したのですけれども、地域創生のお金で光ファイバーを引き直すというのはだめなのですかと言ったら、ちゃんと理由をつけると、同じことでやるのだったらだめだよと。例えば、それを医療と絡めるとか、いろんな、今出ているような農業も絡めるとか、そういうものがあればいいのではないかという話を受けたことがあります。残念ながら官房長官がかわってしまったので、その後の話はどうなっているのかはわかりませんが、いずれにしても、地方創生のお金が使えろという話は聞いています。そういう意味では、情報収集をさらに深めていただいて、ぜひ検討いただきたい。

それと、もう一点、ニセコ町、それから倶知安町山田、あれがなぜあれだけ発展、今すごい状況になっているかと、僕が2005年からたまたま仕事で行ってましたら、あそこの外国人があそこの場所を選んだのは、もちろんパウダースノーもありますけれども、インターネット環境ですと。例えば、アメリカから来て、オーストラリアから来て、ヨーロッパから来て、光が入っているから仕事しながら遊べるのですよ。それであそこを選んだという話を聞きました。それで現在も、今あのような状況になっています。そういう意味では産業だけではなくて、産業だけではなくと言ったら変だけれども、観光とか、いろんなところに波及する効果があると思います。そういう意味ではぜひ検討をいただきたい。

また、さらには今、NTTなどが5G、第5世代のやつを検討していますが、まだ先の話で、やはりスマホでやれる限度というのはあると思うのですね。そういう意味では絶対光ファイバーが必要だと思いますので、ぜひ早急に検討いただいて、光を引けるような状況をつくっていただければと思いますので、再度お聞きします。

○議長（館田賢治君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

現状の標茶町のインターネット環境があるいきさつについては、議員もご案内のとおりだと思いますので、繰り返しは避けたいとは思いますが、およそ10年前に議員おっしゃるように光を選ぶのか、いわゆるFWA無線LANを選ぶのかという、そういう選択肢があったというふうに勉強しておりますけれども、その段階では町内くまなく光回線を引っ張るには、ちょっとびっくりするような金額になってしまうと。その中で同じぐらいの速度が得られるという話で、無線LANの環境が整備されたということでもあります。

当時は、各家庭でインターネットを使えば、楽しめれば良いというのが、恐らく主なニーズだったと思うのですが、この10年間で先ほど町長答弁にもあったとおり、大幅に環境が変わってきたということでもあります。現状、光回線を町内くまなく引っ張ると幾らかかるのかというのは、これから試算しなければいけない、NTTあたりに計算をしてもらわなければいけないということがあるのですが、最近整備したところの事例でいくと、1キロメートル当たり800万円という数字があるということも耳にしたことがあります。それからすると、町内くまなく網目のようにめぐらすのは、物理的に難しいものがあるのではないのかなというふうに思っているところなのですが、そこで従来の私どもの考え方のほかに、新しい流れ、議員もご指摘のように5Gの話もあります。2020年というふうに言っておりますけれども、5Gの話もある中で、先ほど町長答弁にあった地域情報化アドバイザーなのですが、道内の標茶と似たような環境にある地域の情報化にご協力いただいたアドバイザーの方がいらっしやいまして、その方を来年2月に呼ぶということで、今、決まりかけているところであります。その方から、現状に標茶に合った一番いい方法はどんな方法なのか、あるいはそこから出てきたものを多くの町民の方と共有しながら、どういう形でやっていくのがいいのか、そんなことを検討していきたいというふうに考えているところであります。

それから、光回線が希望されるのは、やはり速さだけではなくて、安定性があるというふうに聞いております。実は、先ほど議員引き合いの雪印さんも、そういった2つの要素で光を希望されているというふうに聞いているのですが、一方では安定性がなくても速さだけでもいいよというところがあるふうにも聞いておりますので、そこは必ずしも有線でも無線が発達すれば、5Gが具体的になってくるとかであれば、そちらでも構わないのかなというふうに個人的には思っているところなのですが、いずれにしても10年前、光かFWAかという選択をしたとき、10年後に今こうしたことになっているということがありますので、専門家の意見をしっかり聞きながらやっていきたいというふうに考えておりますので、現状ご理解いただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） ぜひ、やはりコストも含めて、よい方向を選択して早急に実現していただきたいと思っております。

2つ目に移ります。

クリーンセンターで産業廃棄物のリサイクル資源ごみの受け入れを。

本町発注の建設工事や町内業者の施工する建設工事において排出されるごみは、産業廃棄物として産業廃棄物処理業者のもとへ搬出廃棄されていると理解しています。

しかし、廃棄されているごみの中には、多くのリサイクル資源ごみも含まれていると考えます。それらのリサイクル資源ごみをクリーンセンターで受け入れることにより、廃棄されるごみの減量や環境負荷の低減、リサイクル資源ごみの売り払い収入の増加につながると考えますが、以下について伺います。

1つ目、本町発注の建設工事や町内業者の施工する建設工事において排出される産業廃棄物で、リサイクル資源ごみの分別等がなされていると思いますが、実態を把握していますか。

2つ目、クリーンセンターでは、建設工事等におけるリサイクル資源ごみは受け入れをしているのか、受け入れをしているとすれば、その受け入れ範囲や内容についてお伺いしたい。

3番目、クリーンセンターでのリサイクル資源ごみの売り払い状況、特に平成29年度の売り払い金額については幾らくらいになったのかお聞きします。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 3番、熊谷議員のクリーンセンターで産業廃棄物のリサイクル資源ごみの受け入れをのご質問にお答えいたします。

1点目の町内建設工事において発生したリサイクル資源ごみの分別の実態についてお答えします。

建設工事に伴い発生する廃棄物は、元請業者の責任において廃棄物処理法に従い、発生抑制、再生利用による減量化に努め、適切に処理をしなければならないとされております。工事現場で発生する廃棄物は多種多様なものがありますが、処分方法がそれぞれ異なるため品目ごとに分別して、排出処分することが必要となります。現場における分別は再生利用が可能なものと、廃棄物として処理すべきものに分ける意味と、廃棄物を処分先ごとに区分する意味があります。建設リサイクル法では、資源としてそのまま再生利用可能なコンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材については、一定規模以上の工事においては再生資源化が義務づけられておりますが、町内の建設現場では、その他の再生利用が可能なものとしては、段ボール、木くず、プラスチック類などが分別され、廃棄されていると把握しております。

2点目の建設工事等におけるリサイクル資源の受け入れについてですが、クリーンセンターでは、段ボールについては資源として無償で受け入れをしております。木くずについては、廃棄物として焼却処分できないことから、町内の産業廃棄物受け入れ業者にして、資源化されるようお願いをしております。また、プラスチック類については、資源物となるものもありますが、町では委託処理をしていることから、事業者における大量の廃棄物については、みずからの責任において適正に処理するようお願いをしております。

3点目のリサイクル資源ごみの売り払い状況ですが、現在、本町では資源ごみを13種類に分

類して排出をお願いし、無料で収集していますが、その中で売り払いしている資源物は、ペットボトル類、瓶類のうちビール瓶、缶類、新聞、雑誌類、段ボール、紙パック、その他紙、衣類の9種類で、平成29年度の売り払い金額は468万4,533円となっております。また、燃えないごみとして排出され、鉄くず、その他アルミ、小型家電もクリーンセンターで選別し売り払いをしており、58万1,483円の収入を得ております。平成29年度の再生利用売り払い金額は、合計で526万6,016円となりました。

なお、資源ごみとして収集しているプラスチック製容器包装、食品トレイ、ビール瓶等を除いた瓶類については搬入先で資源化されていますが、売り払いではなく、町で委託料支払い処理しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 建設工事の発生するごみの分別、実態をどのように把握しているかと、基本的には資源となるものと資源以外のものはきちっと分けてもらっているよという理解でいいのか。

○議長（舘田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） そのような理解で結構でございます。

○議長（舘田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 基本的には適正に処理されているというふうに理解していいのかなと思います。それと先ほど3番目の答弁の中で、9種以外のやつは、売れるもの以外のやつは資源処理代を払っているという話だと思うのですけれども、その辺をちょっともう少し詳しく教えてください。

○議長（舘田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 標茶町では資源ごみとして、廃プラスチック類、瓶類とかも収集しておりますけれども、プラスチック容器につきましては、有価物ではなく、町のほうで処理業者と契約を結んで、現在処理しているところは、製紙会社の燃料等に加工されて資源化されていますけれども、そういうような形で、町のほうで処理料を払って搬出先で資源化されているというものでございます。

○議長（舘田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） ということは、町民、町の一般家庭も含めて資源ごみとして分別した中のプラスチックごみについては、燃料としてお金を払って処理してもらっていることだ。ということは、資源ごみになるのですかね。燃料としてまた大気に放出してしまうわけでしょう。その辺は、リサイクルごみとしての位置づけがちょっと違うような気がするのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（舘田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 委託料はかかりますけれども、搬出先でまた再資源化されてリサイクルされるという件では、資源ごみという分類で本町では収集させていただいております。

○議長（舘田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） それは委託料を払って、処理業者に渡したやつのその先まではきちっと押さえていないということですか。さっきちらっと燃料として使われているみたいなことを言ったから、今、聞いたのですが。

○議長（舘田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。その他プラスチック類につきましては、燃料として資源化されております。その他紙につきましても、同じく製紙会社の燃料としてプラスチックとその他紙とまぜ合わせて燃料をつくるようでした、そのような形で資源化されております。

また、ビール瓶を除く瓶類につきましては、リサイクル協会のほうに排出しまして、それでガラスの再利用として処理されております。

○議長（舘田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） わかりました。これは質問にないからやめます。

そういうことで、リサイクルというのは非常に重要ですよね。ごみの減量、それから環境負荷も下げるという意味では。もう少し、もっとやっぱり細かくいけば分けられるのではないかと。例えば同じその他プラでも有価になる分、その辺を詳しく町民に知らせていけば、もっと分別もきちっとできるのかな、できていけばいいのかなと思います。ただ、それをやる側は非常に手間がかかるかもわからないけれども、そういう意味では、もう少し研究、検討していただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

3つ目に移ります。

流行が懸念される「風疹」対策はということで、本年7月以降、関東を中心に風疹患者数が増加しています。風疹は、妊娠中の女性が感染すると生まれる子供に深刻な障害をもたらす可能性があり、感染防止に社会全体で早急に取り組むことが必要と考えます。

本年10月15日に、本町のホームページでも「風しんにご注意ください」と情報発信がなされています。現状では、30代・40代・50代の男性の風疹の患者が多く見られるという関東のほうの情報です。過去に予防接種を受けていない、あるいは一度しか受けていないことにより、免疫が弱いことがその原因と考えられると聞いております。

上記の年代にかかわらず、また、男性・女性にかかわらず風疹に対する抗体価（免疫）の確認を行うべきと思いますが、その検査医療機関の情報を周知するとともに、その費用等について助成、補助を行う考えはないか伺いたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 3番、熊谷議員の流行が懸念される風疹対策はとのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のように、地域的には東京都、千葉県、神奈川県及び埼玉県など、関東圏を中心に全国的に発症が見られ、11月18日までに患者報告数は2,186人と公表されておりますが、報

告者患者の96%が成人で、予防接種歴が「なし」あるいは「不明」とされる方が93%とされており、男女比では男性が女性の4.4倍と多く、特に30代から40代が男性全体の62%を占め、女性は20歳から30歳に多く、女性全体で60%を占めているとの報告がされているところです。男性の30歳から40歳代に患者が多い理由は、予防接種の機会がなかったか、または接種機会を逃したことによると思われるが、現在は麻疹・風疹混合ワクチンを第1期として1歳児に、第2期として就学前年齢の年長児の時期に各1回接種することとなっており、本町の接種率は97%から100%で推移をしております。

抗体検査を実施する検査医療機関の情報を周知し、その費用について補助を行う考えはないかとお尋ねについてですが、風疹抗体検査につきましては、平成26年度から北海道の事業として、風疹抗体検査に要した費用の1人当たり6,700円を上限として、協力医療機関で抗体検査を行った後、住所地を所管する保健所に申請することで補助を受けられることになっております。この事業の対象者は、妊娠を希望する出産経験がない女性、妊娠を希望する出産経験がなく、かつ風疹抗体ができない女性の配偶者並びに同居者、風疹の抗体値が低い妊娠の配偶者及び同居者とされ、主に母子健康手帳の交付時に周知している状況にあります。

厚生労働省においては、過去に予防接種を受けていないリスクの高い39歳から56歳の男性を対象に、重点的な対策を進めることを検討するとの報道がありましたが、具体的な内容はまだ示されておりません。町としては、北海道が行う風疹抗体検査について、協力医療機関の情報を含めて広く周知するとともに、今後、国が行う対策を適宜取り組めるよう準備を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 先週のテレビだったかな、札幌市が今、毎週1人ずつ風疹患者が出ているそうです。そのときで17名と言っていました。それは札幌市保健所の担当者が出ていたのですが、札幌市で毎週1人ぐらいのペースで出ているそうです。そういう意味では今、関東が中心でしたけれども、もう札幌まで既にそういう状況になってきています。それで、私も初めてわかったのですが、抗体検査の費用のそういう情報があると初めて聞いたのですけれども、やはりこういうのは早目に周知するべきものだと思います。確かに厚労省のほうも今、風疹対策をどうするかというのは、これから出てくるとは思いますけれども、それらを含めて町民に早く周知してほしいと思います。

それでもう一つ、それに関連するのですけれども、検査を受ける機関、機関というのは医療機関、たまたま私も、あるところから、議員みずから早く抗体検査を受けろという指導を受けています。どういうところで受けたらいいのか、そういうことも情報として早く出してほしいのですが、先ほどちょっと聞き逃したので、もう一回お願いします。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

風疹の抗体検査につきましては、何種類かの抗体検査の種類がございまして、今、北海道で

この風疹抗体検査費用を助成しているのが、E I A法とH I法という2つの方法における補助事業でございます。この部分につきましては、管内的に協力医療機関とされているのが、近隣では弟子屈クリニックさんと、J A北海道厚生連さん、それから医療法人社団和久屋美里クリニックさんという3つの医療機関でございます。そのほかに、ほかの医療機関では別の抗体検査をしているというふうに認識しております。

○議長（館田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） わかりました。非常に近いところにあったのはびっくりしましたが、そういうのも、これはたまたま10月15日町のウェブサイトに乗っていた「風しんにご注意ください」サイトのプリントですけれども、やはり重要なものは関連しますからそういうことも含めて、すぐこういうものに載せて周知を図っていただきたい。もしくはペーパーでもいいと思うのですけれども、そういうことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で3番、熊谷君の一般質問を終わります。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） 通告に従いましてご質問を申し上げたいというふうに思いますが、项目的には2点について伺いたします。

最初に、子育て支援としての延長保育、日曜・祝日保育、病児・病後児保育の充実についてということで、3点について伺いたします。

児童福祉法の第39条の規定による保育に欠ける乳児、幼児その他の児童の保育施設として、本町は常設保育園5カ所が設置をされております。さらに「保育を要する乳児、幼児又はその他の児童の福祉の増進を図るため」ということで、僻地保育所2カ所が設置されておりますが、保育事業内容は私は不十分と考えております。

町長は、当選後、10月2日付の釧路新聞の談話の中で、「保育料無料化などの子育て支援は町職員時代から実行したかったこと」と述べております。私は、保育料の無料化というのを先ほど一般質問で深見議員のほうにお答えをしておりましたから、早期実現というのでもいいなというふうに思うのですが、むしろ無料化する前に、今現在行われている保育事業の内容の充実こそが最優先されるべきと考えております。そこで、3点について伺います。

まず1つは、保育時間の延長について伺います。

現在の開所時間は、常設保育園5カ所は、月曜から土曜までで午前7時から午後6時まで、土曜は正午までです。僻地保育所2カ所は、月曜から土曜日までで午前7時から午後4時30分まで、土曜は正午までとなっております。しかし、就労する保護者にとって、その時間内に仕事が終わるとは限っておりません。また、酪農に従事している保護者には、早朝保育を望む声もあります。さらに妊娠・出産後の母親にとって、保育時間を拡大することでゆとりを持ち、ゆったりと子育てができ、メンタル面でも最良と考えます。

平成28年3月に策定された子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、就学前の子供のいる家庭を対象にニーズ調査が行われており、さまざまな要望が上げられておりました。ぜひ保

育時間の拡大延長を求めますが、いかがでしょうか。町長のお考えを伺います。

2点目、日曜・祝日の保育事業の実施について伺います。

就労する保護者は必ずしも日曜や祝日が休みとは限らず、平成27年のニーズ調査の中でも、26%が日曜保育実施の希望がありました。日曜・祝日の保育事業の実施をと考えますがいかがでしょうか。

3点目は、病児・病後児保育について伺います。

登園後の急な発熱など、病気になったとき、親にかわって病気の子供の世話をする病児保育。病気が治っているものの、まだ本来の状態に戻っておらず普通の保育メニューを受けるのが厳しい回復期の子供を、保護者にかわって世話をする病後児保育。就労する保護者には看護休暇は年5日間がない職場が多く、長期休暇もとれなく、特にパートで働く方にとっては、休暇をとることは収入減になることも考えられております。

この保育を実施するに当たって見てもらえる施設として3つ、医療機関の併設、保育園の併設、さらには単独型があります。

また、この事業実施には、名称は変わりましたが、厚生労働省の乳幼児健康支援一時預かり事業としての補助事業がついております。基本的には回復期の病後児を対象としておりますが、条件つきで病児についても可能ということになっております。

ぜひ、この病児・病後児保育についても実施するよう求めますが、町長の考えを伺います。

町長は、先ほども述べましたように、釧路新聞の談話で述べられていた子育て支援には強い思いがあると、私は新聞を読み、感じ取りました。全面無料化をするというふうに述べておられて、深見議員には事業内容のほうにも延長保育等々にも無料にするということが述べられておりましたけれども、ぜひ子育て支援の充実として、内容充実3点について実施をと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、鈴木議員の子育て支援として延長保育、日曜保育、病児・病後児保育の実施についてのお尋ねにお答えいたします。

安全・安心な暮らしを守るために、子育て支援の充実は、元気な町の創造を目指す上で重要であると認識をしております。一方で、休日や保育園から帰宅後など、保護者が子供と触れ合い、子供と十分に過ごす時間を持つことも重要なことであるというふうに考えております。

1点目の早朝保育、延長保育の時間延長をするべきと考えるがとのお尋ねにつきましては、就労時間が月平均120時間未満の方や、就労以外の入園による保育短時間認定の保護者は、現在、午前7時から午前8時までを早朝保育とし、午後5時30分から午後6時までを延長保育として保護者の申請により利用いただいておりますが、さらなる時間の延長につきましては、保護者が仕事に専念できるなどのプラスの面がある一方、保護者が家庭に帰ってからの家事の影響を危惧するとともに、子供にとって生活リズムが夜型になり心身の負担がふえることと同時に、集団生活が長引き緊張が続くため、体の疲れと心の欲求不安につながる懸念や、親との1

対1のスキンシップや甘えの充足が不十分になりがちになるなど、マイナスの面も考えられますので、慎重な対応が必要であると認識しております。

2点目の日曜・祝日の保育を実施すべきと考えるがとのお尋ねにつきましては、平成27年10月から社会福祉協議会において子育てサポートセンターまーぶるを設置し、実施しております子育てサポート事業において、1点目の延長保育も同様であります。保育園降園後や登園前、日曜・祝日などに子供を預かることができる体制が整っているものと判断しております。延長保育や早朝保育並びに日曜・祝日などの休日保育の保育体制の整備に当たっては、引き続き社会福祉協議会と連携をしながら、子育てしやすい環境づくりに努めてまいります。

3点目の病児・病後児保育の実施をするべきと考えるがとのお尋ねにつきましては、保育士及び看護師の確保、小児科医師が巡回でき、緊急時にも連絡体制のとれる医師の確保が必要であることから、現在の小児科医が常勤していない状況においては、条件整備が難しいものと認識しております。

ただ、どこまでの病気に対応可能かどうかなど、子育てサポートセンターまーぶるにおいて実施できないかを含め、今後も社会福祉協議会と引き続き協議検討を重ねてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

子育て環境の整備におきましてはさまざまなニーズがある中で、これからは子供を預けなければならないほど家庭が機能を失い、親も子も疲れることのないよう、親子がともに育つための環境づくり、子供にとって子育て中の家庭において、健全な成長ができる環境の整備に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 町長の答弁の最後のくだりは、まさに私も同感であります。3点につきましても同様で、まーぶる、私も提供会員として登録をしております。現在も受け、作業をしております。作業と言ったら語弊がありますけれども、現在も自分もやっておりますけれども、確かにまーぶるでは社協の研修会、道の研修会においても、延長保育と病後の経過措置の場合の保育に当たっても、まーぶるでやれないかと、やったほうがいいのだという研修を言われてきたという社協の職員からお話を伺いました。

しかし、まーぶるは、ボランティアとはいえ有償なのです、安いですが。ところが、町長が先ほど深見さんに答えたように、保育料の全面無料と言われました。ということは、時間延長に関しても、早朝なりお残り保育なりについても、全面無料というふうに先ほどお答えいたしました。先ほど述べたまーぶるについては少しの有料が伴うということもありまして、やはり町長が述べたことというのは自分自身も非常に理解はしておりますが、ただ私、自分が今回、まーぶるの提供者となりまして、ああ時代が変わったのだなということ、私自身の子育てのときにはそうではなかったなという思いがありました。

ただ、やっぱり子供も健全でなければならない、親も子供を育てるために健全でなければな

らない、それは当たり前のことですが、子供にとって特に病児・病後児保育については、「子供は、健康なときはもとより、病気のあるときであっても、あるいは病気のあるときにはより一層、身体的にも精神的にも、そして社会経済的、教育・倫理・宗教的にも、子供にとって最も重要な発達のニーズを満たされるべくケアされなければならないのです」と厚労省が述べているのですね。つまり、健康であっても病気であっても子供のトータルケアが保障されることが、子どもの権利条約においても示されております。

そういう意味からすると、私が3つ述べましたけれども、この3つというのは子育てにとって最重要というふうに考えておまして、やっぱり無料化よりも最優先として、事業内容の充実ということが真の子育て支援というふうに私は理解しておりますけれども、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） まず病児保育の関係からなのですけれども、この件については、私も現職でいたときから、病児保育については、何とか形をつくりたいなと思っていましたけれども、ただ、現状の状況の中で、やはり小児科医が常駐していないというのが一番のネックである、病院関係者の理解が得られないというのが一番の課題かなというふうに理解しておりました。それで、その病気の程度がどういうことかによって、例えばまーぶるで受けてもらえないとか、病院の中がなかなか難しいという判断だと思っていましたので、やっぱり外に出て、医者のある程度内科の先生とかの判断をいただいた後で、病気が例えば軽い程度であれば、病院から外れたところでそういう場所が確保できれば、そういうのは可能かなと思っているのですけれども、ただ、それについても少し社会福祉協議会との協議が進まなければ、なかなか実現しないかな、体制づくりができないかなと考えております。

それから、早朝とかいろんな話が出ていますけれども、基本的にはこれらについても、実施するにはそれなりの人的体制と財源が伴ってくるというふうに考えています。それで、無料化よりはこちらのほうが先ではないかと言われたのですけれども、私は、現状の体制の中で無料化を実施できるのをやはり優先したいなと。現状の体制を変えないで、いろんなご意見があると思うのです。差があるとか、いろんなことがありますけれども、それを言ってしまうたら実現はなかなか難しいと思いますので、あくまでも現状の保育の体制をご理解いただきながら、その中で無料化を進めていく。子育て環境をやはり最優先に負担を軽減していくことを、私は最優先に政策的に選ばせていただきましたので、鈴木議員のおっしゃることも十分理解はします。ただ、やはり家庭の中で親子で本当に子育てをしてもらうのが私は一番かなと思いますので、本来的に休みの日とか、日曜・祝日については、そういう体制がとれて、たまたま勤務の形でそういう家庭があるということは十分承知はしておりますけれども、やっぱりただそこを充実してしまうと、そういった部分がおろそかになってしまうのも若干懸念されるというのも、先ほど申し上げた内容かなと思っていますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（館田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 町長の述べられていることは私自身も十分に理解しておりますし、

親子が十分に時間を過ごすというのも、子育ての一つであるということも私自身も理解をしておりますが、例えば病児保育等に関しては小児科医でなくてもいいのですよね。先ほど述べたように、施設は病院併設、保育園併設、さらには単独型というのもありまして、そこには看護師、医師もしくは保育士でもいいのですね。ただ、私も担当で伺いましたら、とにかく人的確保が非常に難しいというふうに言われておりましたので、やっぱりそういう意味からすれば、この問題は難しいのかなというふうに思いながらも、ご質問をさせていただきましたが、町長のもう公約ですから、これはぜひ実現をしたいという思いの選挙期間中の公約、私も伺わせていただきまして、本当に感心をいたしましたけれども、思いなのですけれど、やっぱり町の声としては、佐藤町長さんなる方、選挙期間中の公約の無料化というのは違うよねという声も正直言って多く聞かされました。

でも、ぜひやりたいというのですから、無料化については時期が来たらと先ほど述べていましたから、実現をするんだらうなというふうに思うのですが、各自治体においても道内においても、この3つに関しては実施している自治体があるのですね。ですから、そういう面ではもう一度、それらが本当に実現というか実施、事業ができないのかを検討していただけないか、まず、この問題3点については伺いたいというふうに思います。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 決して検討しないと言っているわけではなくて、病児保育含めて過去に検討してきた経過もございますし、もちろんアンケート結果も私、存じ上げていますので、それらを含めて、現状の中でどういうことが一番最善なのかという形で今、来ていますので、引き続きこれらについては、また課題として押さえさせていただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） そうですね。平成28年に私もこの問題を質問したときは、当時の担当課長として再質問等々でも述べていらっしゃいましたのを思い出しましたが、ぜひ検討を、決して検討は何もしないということではなくて、十分な検討をしていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせていただきますが、少子化対策としての妊婦加算に助成をということで伺います。

厚生労働省は、平成30年4月から妊婦の診療には特別な配慮が必要として、どの診療科でも外来受診した際に「妊婦加算」を取るとして初診で750円、これが自己負担が3割の場合は約230円、再診では380円で自己負担3割であれば約110円の支払いを負担することになりました。既にこれは4月から実施をされております。

妊婦加算は4月の診療報酬改定で新設をされました。社会全体で少子化対策を進めている中で妊婦に負担を求めるというのは、少子化対策に逆行するものと私も考えますし、今、大きな問題となっております。

平成30年3月30日厚生労働省の事務連絡によりますと、妊婦加算は医師が診察をし妊婦であ

ると判断した場合に算定可能であり、必ずしも妊娠反応検査の実施や母子手帳の確認は必要はなく、また反対に、医師が妊婦であると判断しなかった場合には算定不可となっております。算定の仕方にも問題があると言わざるを得ません。本年4月から実施されましたが、妊婦負担の軽減措置として、加算分を町が助成してはと考えますが、町長の考え方を伺います。

また、この制度については少子化対策に逆行するもので、妊婦が診療する際、診断に気を使うのは医師として私は当然のことだというふうに思っておりますし、この診療報酬の改定によって妊婦だけに負担増を求めるというのは、到底納得がいくものではありません。この制度の廃止を求めるため、各関係機関と連携をし、国へ廃止の要請を求めますが、町長の考え方を伺います。

○議長（舘田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、鈴木議員の少子化対策として妊婦加算に助成をとのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本年4月の診療報酬改定で妊婦加算が新設されました。妊婦加算が新設された背景としましては、妊婦に対して放射線画像検査を避けることや、胎児への影響を与え投薬の処理を配慮することなど、通常の診療よりも特別な配慮が必要なことから、妊婦の診察を避けようとする医療機関が見受けられることや、妊婦が来院すると産婦人科で診てもらうようにと帰しているケースも発生していると報告されているとのことであります。こうしたことから、厚生労働省では妊婦加算というインセンティブを医療機関に与えることで、妊婦に対する積極的な診察を促そうとしたものであります。

本町といたしましても、医療費の自己負担増という一面ではご指摘のように、子育て支援に逆行するという意見があるのは承知しており、現状では制度の認知はいまだに進んでいない状況で、民間の会社の調査では、妊婦が産婦人科以外を受診した際に会計や診察時に加算の説明を受けた人は、全体のわずか3%にとどまっているとのことです。

先日の新聞報道でもありますように、厚生労働省も妊婦加算の適用を厳格化する方向で調整に入ったとのことです。その動向を注視しながら、このような問題点がクリアされた段階で対応について検討してまいりたいと思います。

次に、制度廃止を求める要請をすべきとのご意見ですが、妊婦の診察を避けようとする医療機関が見受けられるということは、妊婦がいつでも安心して受診することができなくなるということであり、緊急時に医療機関をたらい回しになることはあってはならないと考えるところであり、安心して妊婦が受診できることを第一に考え、制度の廃止を求めるのではなく、地域、国全体として支援する体制を構築すべきと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば認めます。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 制度の廃止を求めるような考えはないということで、見解の相違ですから、これ以上負えないなというふうに思うのですが、今朝のNHKのニュースにおいても、

非常に妊婦加算についての問題が多過ぎるということで、厚労省部会においてもやっぱり検討していかなければならないというふうに言っているということで、あくまでも加算はするのだということですが、今までですよ、妊婦、私も妊婦でしたけれども、当時、加算なんてありませんでしたよね。それが今になって当たり前のように理由をつけて妊婦にだけ加算を求めるといのは、診療報酬改定の関係だというふうには思うのですが、私はやっぱりどう考えてもおかしいというふうに思うのです。

例えば、きょうのニュースだったか、その前のニュースだったか、その前はコンタクトレンズをつくるに当たって、コンタクトレンズというのは眼科受診しなければ、医師の診断がなければ処方箋を出せないですから、眼科に行くと。それにも妊婦加算として例えば3割負担だったら230円弱負担をしなければならぬ。コンタクトレンズに、先ほど町長が述べたように、医師がどれだけ妊婦さんに対する配慮をいたしますか。私は、到底考えられない。ただ、最近見ましたら、コンタクトレンズは加算しないというふうに出したようです。

それにしても、例えば内科とかですと正直言うと、薬の処方等にも妊娠をしているとなると、非ピリン系だとかということでの処方というのは必要になるのかなというふうには思いますけれども、今さらという思いがして、どうにも私は納得しないのですよ。まあ、これは国が出してきた制度ですから、町はいたし方がないというふうに思うのだらうなというふうに思うのですが、当然、クリアした段階で内容を検討したいというご答弁ですから、そこのところは国がきちっと今回見直すというふうにはけさのニュースでも言うておりましたから、見直して精査をしてきた段階には町としての助成を考えるという理解でよろしいですか。

○議長（館田賢治君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 妊婦加算の現状がちょっとひど過ぎるということで、今こういう問題になっていると思うのですね、コンタクトレンズの話もそうですし。

ただ、実際に関係者に私も話を聞いたところでは、特に変わったことをするのではないというふうに書かれていますけれども、ある先生は、実は妊婦さんが来たときにはやっぱりそれなりの配慮をしなければならぬので、ちゃんとやっているのですよということを、逆に僕はそういう話を聞きましたので、例えば町立でも内科の先生は、それなりに妊婦の方がいらしたときには配慮しているということは間違いのないと思います。ですから、そういうところに的確に加算がされるのは私は問題ないのかな、ただ、それを妊婦に負担をさせているのか、それは国がそういう医療機関の中の、例えばたらい回しとか、いろんな部分を避けるために違う手だてをするのか、だから僕は手法が違うのではないかなという気がするのです。ですから、その辺がクリアされた段階で、町としてそういうのが出てきた段階では対応したいという形で先ほど答弁させていただきましたので、ご理解いただければと思います。

○議長（館田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） そうですよ。国が多分、今、本当に妊婦に加算するのかあるいは別な手法をとるのかというのが問題となっておりますし、妊婦に対しても周知の徹底がされてい

ないというのも問題になっておりますが、そうなるときちつとした段階で検討したいということですので、国がきちつと示された段階でもう一度伺うということで質問を終わらせていただきます。

○議長（舘田賢治君） 以上で9番、鈴木君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（舘田賢治君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 3時35分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

署名議員 10番 平 川 昌 昭

署名議員 11番 本 多 耕 平

署名議員 1番 櫻 井 一 隆

平成30年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成30年12月6日（木曜日） 午前10時40分開会

- 第 1 報告第11号 専決処分した事件の承認について
- 第 2 議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第66号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第67号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第68号 標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第69号 平成30年度標茶町一般会計会計補正予算
議案第70号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第71号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第72号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第73号 平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第74号 平成30年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第75号 平成30年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第 7 意見書案第25号 国保の抜本的改革を求める意見書
- 第 8 意見書案第26号 所得税法第56条の廃止を求める意見書
- 第 9 意見書案第27号 2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書
- 第10 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 追 加 議案第69号 平成30年度標茶町一般会計補正予算
議案第70号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第71号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第72号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第73号 平成30年度簡易水道事業特別会計補正予算
議案第74号 平成30年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第75号 平成30年度標茶町上水道事業会計補正予算

(議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・

議案第74号・議案第75号審査特別委員会報告)

○出席議員 (13名)

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 舘田賢治君 | |

○欠席議員 (0名)

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | |
|--------|-------|
| 町長 | 佐藤□彦君 |
| 総務課長 | 牛崎康人君 |
| 企画財政課長 | 武山正浩君 |
| 税務課長 | 服部重典君 |
| 管理課長 | 相原一久君 |
| 農林課長 | 村山裕次君 |
| 農林課参事 | 柴洋志君 |
| 住民課長 | 松本修君 |
| 保健福祉課長 | 伊藤順司君 |
| 建設課長 | 狩野克則君 |
| 観光商工課長 | 多津美悟君 |
| 水道課長 | 平間正通君 |
| 育成牧場長 | 常陸勝敏君 |
| 病院事務長 | 齊藤正行君 |
| やすらぎ園長 | 中村義人君 |
| 農委事務局長 | 相撲浩信君 |
| 教育長 | 島田哲男君 |
| 教委管理課長 | 穂刈武人君 |
| 指導室長 | 蠣崎浩一君 |
| 社会教育課長 | 伊藤正明君 |

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 佐藤弘幸君

議事係長 小野寺一信君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長 (館田賢治君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時40分開議)

◎報告第11号

○議長 (館田賢治君) 日程第1。報告第11号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長 (武山正浩君) (登壇) 報告第11号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、平成30年度一般会計補正予算(第3号)の専決処分であります。

内容につきましては9月13日に北海道選挙管理委員会において北海道議会議員の補欠選挙を行う旨の告示がされたことに伴う、北海道議会議員補欠選挙執行に要する経費の補正であります。

補正額は歳入歳出それぞれ941万7,000円を追加し、総額を116億4,328万1,000円とするものでございます。

なお、本件は9月13日をもって専決処分させていただきましたのでご承認のほどお願い申し上げます。

報告第11号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決処分書(写)

平成30年度標茶町一般会計補正予算(第3号)は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、別冊の補正予算書によりご説明いたします。

平成30年度標茶町一般会計補正予算(第3号)

平成30年度標茶町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ941万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億4,328万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいまの説明と重複しますので説明を省略いたします。

以上で、報告第11号の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第11号は承認されました。

◎議案第65号

○議長（館田賢治君） 日程第2。議案第65号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第65号の提案の趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、本年8月10日人事院勧告が出され、11月6日に閣議決定されたことから、人事院勧告に従い一般職の給与等の改定を行うもので、今回の提案内容については、宿日直手当と期末・勤勉手当並びに月例給の増額を行なうものです。

はじめに宿日直手当であります。医師の宿日直勤務1回につき1,000円の引き上げで2万1,000円に、通常の宿日直勤務1回につき200円の引き上げで4,400円に、常直勤務に係る支給月額を1,000円の引き上げで2万2,000円にするものです。

次に、期末・勤勉手当についてであります。

月例給と同じく民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を0.05カ月分引き上げ4.45カ月分とするものです。

本年度においては勤勉手当の、12月期分で引き上げて、来年度以降は期末手当を1.3カ月分、勤勉手当を0.925カ月分とし、6月期と12月期に均等配分とするものです。

次に、月例給の引き上げにつきましては、国家公務員給与が民間を下回る官民給与の較差を解消するため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置いて実施した内容に準拠し、平均0.2%の改定を実施するものです。

主に、民間との間に差があることを踏まえた改定内容であり、1級の初任給を1,500円引き上げ、若年層は1,000円の引き上げを行うほか、その他の層は400円の引き上げとなっております。

なお、実施適用については、給料と宿日直手当は平成30年4月1日から、期末勤勉手当のうち本年度該当の勤勉手当は平成30年12月期支給分からとしています。

以下、内容について、ご説明いたします。議案書3ページになります。

議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次のページに参ります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正につきましては、お手元に配付の議案説明資料に新旧対照表がございます。資料1ページからでございますのであわせてご参照いただければと思います。

改正本文に参ります。

第15条に係る改正は、宿日直手当に関するものです。

第15条第1項中「2万円」を「2万1,000円」に、「3万円」をこえないを「3万1,500円」を超えないに、「月額2万1,000円をこえない」を「月額2万2,000円を超えない」に改める。

次の第17条第2項に係る改正は、期末勤勉手当のうち本年度の勤勉手当に関するもので、一般職の職員と再任用職員について12月支給分に0.05カ月分を加えるための改正文です。

第17条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の90」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎

額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の42.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の47.5」を加えるというものです。

次の第17条第5項に係る改正は、基準日及び支給日の定義が及ぶ範囲を規定する改正であります。

第17条第5項中「以下この条及び次条において同じ。」を「以下この条において同じ。」に「同項」を「第17条第1項に」に改めるというものです。

次ページに参ります。

別表1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表で、1級から6級までの各号俸の給料月額で、議案書では5ページから7ページになります。

表の読み上げにつきましては割愛させていただき、代わって各級ごとの改定率等についてご説明いたします。

まず、どの級も号俸が高いほど、年齢が増すごとに改定率が下がる形をとってございます。1級は最大1.1%から最少0.2%の増額、2級は同じく0.7%から0.1%、3級は0.5%から0.1%、4級は0.4%から0.1%、5級は0.3%から0.1%、6級は0.2%から0.1%の増となっております。また、再任用の職員については、1級から3級が0.2%、4級から6級が0.1%の増額となります。

続いて議案書8ページをお開きください。

別表第2のロ及びハを次のように改めるというものです。

ロ 医療職給料表(2)は10ページまでとなっておりますが、改定内容は行政職と同様の趣旨によるもので、各級の改定率は、1級は1.0%から0.2%、2級は0.8%から0.1%、3級は0.5%から0.1%、4級は0.4%から0.1%、5級は0.3%から0.1%の上げ幅となっております。また、再任用職員については、1級から4級が0.2%、5級が0.1%の改定となっております。

続いて11ページをお開きいただきたいと思います。

ハ 医療職給料表(3)であります。こちらは14ページまでの表ですが、第3表につきましてもさきの2つの表と同様の趣旨での改定でございます。1級については1.1%から0.1%、2級は0.9%から0.1%、3級が0.5%から0.1%、4級が0.4%から0.1%、5級が0.3%から0.1%の改定となっております。こちらの再任用職員は1級から3級が0.2%、4級・5級が0.1%の改定となっております。

続いて15ページをお開きいただきたと思います。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというものです。

第2条は、一般職の職員の給与に関する条例第16条と第17条に係る改正で、第16条は平成31年度以降の期末手当の支給月数を定めるもので、第2項は一般職、第3項は再任用職員に関するものであります。

本文に参ります。

第16条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」に改めるというものです。

次に第17条に係る改正は、平成31年度以降の勤勉手当の支給月数を定めるもので第1号は一般職、第2号は再任用職員に関するものです。

第17条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附則といたしまして、

(施行期日等)として

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(一般職の職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)第17条の改正規定を除く。次条について同じ。)による改正後の条例(次条において「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

以上で、議案第65号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(館田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第65号は原案可決されました。

◎議案第66号

○議長（館田賢治君） 日程第3。議案第66号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第66号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、本年8月の人事院勧告に基づき、一般職の給与改定に準じ、へき地保育所職員の給与についても所要の改定をするものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の16ページ、及び議案説明資料22ページをお開きください。

なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、あわせてご参照ください。

議案第66号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。次ページをご覧ください。

へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

へき地保育所職員の給与に関する条例（昭和44年標茶町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

今回の改定号俸は、1号俸から193号俸までで、率で1.085%から0.114%、へき地保育所職員の給料表全体では、平均0.294%の増額改定率となっております。

別表の各号俸の給料月額は、17ページから19ページまでの記載のとおりであります。なお、各号俸及び給料月額の読み上げにつきましては、省略させていただきます。

19ページへまいります。

下段の附則の部分でありますけれども、附則としまして

第1項（施行期日）について、

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。

次ページに参ります。

第2項（給与の内払い）について、

改正後のへき地保育所職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、改正前のへき地保育所職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のへき

地保育所職員の給与に関する条例の規定による内払とみなす。

以上で、議案第66号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） へき地保育所職員の適用は現在何人、それと例えば人事異動でもってへき地から常設へ保母さんが異動になる場合も考えられますけど、そのときの給料表というのはどれを使うのですか。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

現在、へき地保育所職員の給与に関する条例の適用されている職員は、6名の部分でございまして、この方たちがへき地から常設に移った場合でも、この条例に基づいて給与を支給するという形になっております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第66号は原案可決されました。

◎議案第67号

○議長（館田賢治君） 日程第4。議案第67号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤口彦君）（登壇） 議案第67号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、本年8月に人事院勧告がだされたことに伴い、一般職の給与勧告に

準じて特別職の期末手当を年0.05カ月分増とする改定を行うものであります。

改定内容につきましては、平成30年度においては12月支給の期末手当を0.05カ月増額の1.925カ月に改定し、年3.55カ月分とし、平成31年度からは6月と12月で平準化しそれぞれ1.775カ月分、合計3.55カ月分となるようにするものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第67号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
次ページにまいります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の187.5」を「100分の192.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 6月及び12月に支給する期末手当は100分の177.5とする。

附則としまして、

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

以上で、議案第67号の提案趣旨並びに内容の説明について終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第67号は原案可決されました。

◎議案第68号

○議長（館田賢治君） 日程第5。議案第68号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤口彦君）（登壇） 議案第68号の提案趣旨並びに内容について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、本年8月に人事院勧告がだされたことに伴い、一般職の給与並びに特別職の期末手当が改定されたことを鑑み、議員の期末手当においても同様の改定を行おうとするもので、昨今の地方議会の担い手対策にもつながるものと考え提案するものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第68号 標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。次ページをお開きください。

標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の190」を「100分の195」に改める。

附則としまして、

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

2 改正後の標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の標茶町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による報酬の内払とみなす。

以上で、議案第68号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第68号は原案可決されました。

◎議案第69号ないし議案第75号

○議長（館田賢治君） 日程第6。議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号を一括議題といたします。

議題7案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第69号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成30年度一般会計補正予算（第4号）であります。国の人事院勧告に準じた給与改定に対応するため、また、人事異動に伴う給与の精査、本格シーズンを迎えた除雪対策、その他事務・事業等の補正により、歳入歳出それぞれ1億5,682万8,000円追加し、総額を118億10万9,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、道営経営体育成基盤整備事業337万5,000円、育成牧場経費で7,585万8,000円、除雪対策費1億2,797万2,000円などとなっております。

他会計への繰出金につきましては、介護保険事業特別会計へ204万5,000円の追加。簡易水道事業会計で1,757万8,000円。下水道事業会計で187万3,000円の減額をいたしております。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税の追加及び前年度繰越金などを充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、継続費で1件、繰越明許費で1件、地方債で2件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成30年度標茶町一般会計補正予算（第4号）

平成30年度標茶町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,682万8,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億10万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

13ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 継続費補正です。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名標茶中茶安別線道路改良事業。補正前の総額1億3,890万円、年割額29年度2,520万円、30年度1億1,370万円を補正後の総額を1億3,806万8,000円とするもので、年割額を29年度2,520万円、30年度1億1,286万8,000円とするものです。

28ページをお開きください。

継続についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書です。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名標茶中茶安別線道路改良事業。全体計画の計で申し上げます。補正前の年割額1億3,890万円、財源内訳ですが国道支出金9,723万円、地方債4,160万円、一般財源7万円。前年度末までの支出（見込）額2,520万円、当該年度支出予定額1億1,370万円、当該年度末までの支出予定額1億3,890万円、継続費の総額に対する進捗率、29年度18.1%、30年度81.9%、計100%を補正後の年割額1億3,806万8,000円、財源内訳、国道支出金9,664万7,000円、地方債4,130万円、一般財源12万1,000円。前年度末までの支出（見込）額2,520万円、当該年度支出予定額1億1,286万8,000円、当該年度末までの支出予定額1億3,806万8,000円、継続費の総額に対する進捗率、29年度18.3%、30年度81.7%、計で100%とするものです。

5ページをお開きください。

第3表 繰越明許費です。

2款総務費、1項総務管理費、事業名町有車両購入、金額で670万円であります。

次のページをお開きください。

第4表 地方債補正です。

起債の目的、1 過疎対策事業、標茶中茶安別線道路改良、30万円の減額。虹別61線道路改良290万円の減額。除雪機械購入で280万円の減額により補正前の限度額3億840万円から600万円を減額し、補正後の限度額を3億240万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

4 公共施設等適正管理推進事業、補正前の限度額5,400万円から50万円を減額し補正後の限度額を5,350万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

29ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額10億1,864万1,000円から、補正額650万円を減額し、補正後の額を10億1,214万1,000円とするものです。当該年度末現在高見込額につきましては、補正前の額117億6,225万8,000円から、補正額650万円を減額し、補正後の額を117億5,575万8,000円とするものです。

以上で、議案第69号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 続いて、住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第70号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出補正の内訳は、歳出では平成30年度国保制度改革に伴う国保事業報告システムに要する費用の負担金の追加と、平成30年度国民健康保険事業費納付金の確定による諸支出金の減額、一般被保険者保険税還付金では遡及資格喪失による支出還付額の増加に対応する追加です。

歳入では、平成30年度当初課税後の調定額及び収納状況により、現計予算との差を調整するものです。

なお、本案につきましては、11月20日開催の標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

別冊補正予算書をお開きください。1ページ目です。

平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）

平成30年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定め

るところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ631万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,239万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に基づきご説明いたします。

9ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第70号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(館田賢治君) 続いて、水道課長・平間君。

○水道課長(平間正通君)(登壇) 議案第71号、平成30年度標茶町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う給与費の増額と今年度人事異動に伴う給与精査により減額補正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

平成30年度標茶町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,212万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第71号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。引き続き、議案第73号、平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算の説明をいたします。

議案第73号、平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う給与費の増減と今年度人事異動に伴う給与精査による減額及び平成29年度繰越金による歳入の増減、それに伴う繰入金の減額補正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度標茶町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,078万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明いたします。

8 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第73号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。引き続き、議案第75号、平成30年度標茶町上水道事業会計補正予算の説明をいたします。

議案第75号、平成30年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う給与費の増額補正を行うものでございます。

1 ページをお開きください。

平成30年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成30年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「4,862万3,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額207万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,654万5,000円」を「4,862万3,000円は減債積立金1,075万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額207万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,578万7,000円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額

を次のとおり補正する。

科目、1号、職員給与費、補正予定額、24万1,000円を追加し、計1,349万1,000円でございます。

以下、内容についてご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

次に3ページをお開きください。

平成30年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(補正後)(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)で、変更となった項目だけの説明とさせていただきます。

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益から(2)減価償却までは、変更ありません。(3)引当金の増加額、賞与等引当金3万7,000円増額でプラス4万7,000円。(4)長期前受金戻入額から(7)固定資産除去費までは変更ありません。(8)未収金の減少額5万円の減額で5万円。(9)未払金の増加額、消費税及び地方消費税で26万4,000円の減額で、マイナス159万5,000円。(10)前払金増加額から(11)その他は変更ありません。(12)小計は、27万7,000円減の4,056万9,000円。(13)利息及び配当金の受取額と(14)利息の支払額は変更ありませんので、業務活動によるキャッシュ・フローは、27万7,000円の減額の3,365万4,000円となります。

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー、3. 財務活動によるキャッシュ・フローも変更ありません。

従いまして、4. 資金増加額は27万7,000円増のマイナス1,289万2,000円。

5. 資金期首残高は1,251万6,000円増の2億3,566万8,000円。

6. 資金期末残高は1,223万9,000円増の2億2,277万6,000円となります。

6ページをお開きください。

平成30年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(補正後)(平成31年3月31日)でございます。資産の部。

1. 固定資産、(1)有形固定資産、イ土地から、ホ工具、器具及び備品までの有形固定資産合計は変更ありません。(2)無形固定資産、イ施設利用権で、無形固定資産合計及び固定資産合計も変更ありません。

2. 流動資産、(1)現金預金2億2,277万6,000円。(2)未収金693万1,000円。(3)貸倒引当金は変更ありません。流動資産合計は2億2,970万3,000円。資産合計は8億6,219万6,000円です。

次の7ページをお開きください。

負債の部。

3. 固定負債、(1)企業債から(3)修繕引当金、固定負債合計は変更ありません。

4. 流動負債、(1)一時借入金から(3)一般会計借入金までは変更ありません。(4)

未払金233万8,000円。(5) 前受金48万2,000円。(6) 引当金、イ賞与引当金の113万2,000円。ロ特別修繕引当金は変更ありません。引当金合計は113万2,000円。(7) その他流動負債1万9,000円、流動負債合計は3,158万9,000円です。

5. 繰延収益、(1) 長期前受金から(2) 長期前受金収益化累計額及び繰延収益合計は変更ありません。負債合計は、5億1,808万9,000円です。

資本の部。

6. 資本金3億3,210万7,000円。

7. 剰余金(1) 利益剰余金、イ減債積立金から、ハ当年度未処分利益剰余金までの剰余金合計は変更ありません。

資本合計は、3億4,410万7,000円。負債資本合計は8億6,219万6,000円です。

2ページをお開きください。

平成30年度、標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第75号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(館田賢治君) 休憩いたします。

休憩 午後12時07分

再開 午後 1時14分

○議長(館田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長(伊藤順司君)(登壇) 議案第72号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)で、内容につきましては、人事院勧告に伴う制度改正によるものとあわせまして、職員の異動等により、保険事業勘定では、人件費を13万9,000円減額するものです。

また、特定入所者介護サービス給付及び地域支援事業費が伸びているため、介護給付費を減額し、特定入所者介護サービス給付費及び地域支援事業費を増額する措置を講ずるものです。

また、サービス事業勘定につきましても、同じく人事院勧告に伴う制度改正によるものと異動による人件費の調整によりまして645万6,000円を減額するものです。

また、やすらぎ園において、非常用発電機が老朽化により安定した電源確保ができない状態となったため更新の必要性が生じ、その設置経費として工事請負費864万円を追加するものです。

なお、発電機につきましては、納入に6カ月程度を要することから、繰越明許費を設定す

るものです。

なお、財源につきましては、それぞれ繰入金により収支の調整を行ったところであります。以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,047万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,411万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 介護サービス事業勘定繰越明許費」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明いたします。

11ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから5ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

6ページをお開きください。

第3表 介護サービス事業勘定繰越明許費でございます。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、事業名非常用電源改修工事、金額864万円とするものでございます。

以上で、議案第72号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 続いて、病院事務長・齊藤君。

○病院事務長（齊藤正行君）（登壇） 議案第74号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）でございまして、収益的収入、支出それぞれ1,565万8,000円を増額し、総額を11億7,339万7,000円にしたいというものでご

ざいます。

資本的支出につきましては、291万6,000円を増額し、総額を1億1,798万4,000円にしたいというものであります。

収益的収入及び支出補正の主なものを申し上げますと、支出では給与費は人事院勧告、派遣医師や医療技術者の確保などに伴うことにより767万1,000円の追加、経費として派遣医師や医療技術者の確保などにより、また医療確保対策などで114万3,000円の減額、特別損失として9月定例会で報告させていただきましたが所得税の調査結果に伴う追加納付分の所得税と延滞税あわせて913万円の追加補正を行うものであります。

一方、収入につきましては、総務省の繰出し基準に基づき他会計補助金、負担金計で1,448万6,000円の追加補正などで収支を整えるものであります。

次に、資本的収入及び支出補正ですが、支出では有形固定資産購入費として、入院基本看護料10対1を確保するためのパソコンのソフト購入費用291万6,000円の追加補正を行うものであります。

一方、資本的収入につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしており、補正予算計上はございません。

以下、内容につきまして1ページから説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

平成30年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成30年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業、器械及び備品購入費、補正予定量291万6,000円を追加し、1,458万8,000円とするものです。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益、補正予定額1,565万8,000円を追加し、11億7,339万7,000円に。第1項、医業収益、補正予定額62万7,000円を追加し、7億2,441万9,000円に。第2項、医業外収益、補正予定額1,503万1,000円を追加し、4億4,897万8,000円に。

支出、第1款、病院事業費用、補正予定額1,565万8,000円を追加し、11億7,339万7,000円に。第1項、医業費用、652万8,000円を追加し、11億2,983万8,000円に。第4項、特別損失、これは新規ですが、補正予定額913万円を追加し、913万円にするものです。

次ページにまいります。

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「1,504万8,000円は過年度分損益勘定留保資金1,504万8,000円」を「1,796万4,000円は、減債積立金91万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金1,704万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款、資本的支出、補正予定額291万6,000円を追加し、1億1,798万4,000円に。
第1項、建設改良費、補正予定額291万6,000円を追加し、1,458万8,000円にするものです。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第5条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(1) 職員給与費、補正予定額767万1,000円を追加し、7億4,738万9,000円にするものです。

(他会計からの繰入金)

第6条 予算第6条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

(1) 医療対策費補助、補正予定額933万8,000円を追加し、1億8,966万円に。

(2) 医療対策費負担、補正予定額514万8,000円を追加し、3億8,266万8,000円に。

合計、補正予定額1,448万6,000円を追加し、5億9,105万3,000円にするものです。

次に、補正予算説明書によりご説明いたします。

14ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

続きまして、6ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

1. 総括、補正前と補正後の比較でもって申し上げます。職員数につきましては、特別職・一般職とも変更はございません。

給与費について、報酬が268万9,000円の追加、給料につきましては26万2,000円の追加、賃金は変更ございません。手当175万4,000円の追加。給与費計は470万5,000円の追加。法定福利費につきましては209万4,000円の追加。合計では679万9,000円の追加となっております。

下段の手当の内訳については説明を省略をさせていただきます。7ページから10ページにつきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、5ページをお開きください。

こちらはキャッシュ・フロー計算書の補正後の数字となっております。平成29年度決算を踏まえた内容となっております。

1 業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては(1)当年度純利益から(15)利息の支払額までの合計は、補正前と比べ1,113万1,000円増加し、6,049万2,000円であります。

2 投資活動によるキャッシュ・フローは(1)有形固定資産の取得による支出から(3)他会計からの繰入金による収入までの合計は、補正前と比べてマイナス270万円増加し、1,351万9,000円であります。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは変更ございません。マイナス339万6,000円です。
以上のことから、4 資金増加額は、補正前と比べ843万1,000円増加し、4,357万7,000円
です。

5 資金期首残高は、補正前と比べ896万1,000円減少し、7,432万円です。これは平成29年
度の決算の金額に基づくものです。

6 資金期末残高は、補正前と比べ53万円減少し、1億1,789万7,000円となります。

次に、11ページをお開きください。

貸借対照表でございます。補正後で決算を踏まえた内容となっております。

まず資産の部について説明申し上げます。

1の固定資産について、(1)有形固定資産は、イの土地から、へのリース資産までの合計
は補正前と比較して258万6,000円増の16億2,534万7,000円。(2)無形固定資産は、補正前と
同じ38万8,000円。(3)投資は長期貸付金で補正前と同じ2億円です。固定資産合計は、補
正前と比較して258万6,000円増の18億2,573万5,000円です。

2の流動資産についてですが、(1)現金・預金は補正前と比較して53万円減の1億1,789
万7,000円です。(2)未収金及び(3)貯蔵品は補正前と同額です。流動資産合計は、補正
前と比較して53万円減の1億8,589万7,000円です。資産合計は、補正前と比較して205万
6,000円増の20億1,163万2,000円です。

次のページにまいります。

負債の部について。

3の固定負債について

(1)企業債と(2)リース債務の合計で補正前と比べ、1,000円増の6億4,211万6,000円
です。

4の流動負債について

(1)企業債から、(5)預り金までの合計で補正前と比較して113万9,000円増の2億
2,464万3,000円です。

5の繰延収益について

長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた額で1億5,768万8,000円です。補正
前と変更ありません。

負債合計は、補正前と比較して114万円増の10億2,444万7,000円です。

次に、資本の部について

6の資本金は、補正前と比較して91万6,000円増の9億8,387万8,000円です。

7の剰余金について、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金の合計は補正前と同じ330万
7,000円です。

資本合計は、補正前と比べ91万6,000円増の9億8,718万5,000円です。

負債と資本の合計は、補正前と比較して205万6,000円増の20億1,163万2,000円です。

次に3ページをお開きください。

3ページから4ページですが、こちらは補正予算実施計画で、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては11月20日開催の第2回標茶町立病院運営委員会に諮問し、原案どおり可決されておりますことを、ご報告申し上げます。

以上で、議案第74号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第72号の平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）におきまして、先ほど説明した内容に誤りがございましたので、訂正させていただきます。

議案書6ページ、第3表 介護サービス事業勘定繰越明許費の部分でございますが、先ほど1款サービス事業費、項のところでは1項居宅サービス事業費というふうに説明申し上げましたが、正しくは2項施設介護サービス事業費ということでございます。

訂正後は、1款サービス事業費、2項施設介護サービス事業費、事業名が非常用電源改修工事、金額が864万円とするものでございます。お詫びして訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました、議題7案は直ちに議長を除く12名で構成する「議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題7案は、議長を除く12名で構成する「議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時53分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎意見書案第25号

○議長（館田賢治君） 日程第7。意見書案第25号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第25号を採決いたします。

意見書案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第25号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第26号

○議長(館田賢治君) 日程第8。意見書案第26号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第26号を採決いたします。

意見書案を、原案どおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第26号を原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（館田賢治君） 起立少数であります。

よって、意見書案第26号は原案否決されました。

◎意見書案第27号

○議長（館田賢治君） 日程第9。意見書案第27号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第27号を採決いたします。

意見書案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（館田賢治君） 起立多数であります。

よって、意見書案第27号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（館田賢治君） 日程第10。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（館田賢治君） ただいま、議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号審査特別委員会委員長より、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題7案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第69号ないし議案第75号

○議長（館田賢治君） 議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 4時25分

○議長(館田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議規則に定められた時刻が迫りましたが、議事の都合上、本日の会議時間はあらかじめ延長します。

休憩します。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 5時26分

○議長(館田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉議の宣告

○議長(館田賢治君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(館田賢治君) 以上をもって、平成30年標茶町議会第4回定例会を閉会いたします。

(午後 5時27分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

館 田 賢 治

署名議員 10 番

平 川 昌 昭

署名議員 11 番

本 多 耕 平

署名議員 1 番

櫻 井 一 隆